

岩手県立宮古商工高等学校及び岩手県立宮古水産高等学校
校舎新築(電気設備)工事

共通設計概要書		設計条件 (建築物等)		各建築物等の諸元											
・選択記入事項は●のついたものを適用し、○印は適用しない。		設計条件 (建築物等) 許容面積 建築面積 (率) 22,921.89㎡ (60%) 容積 (率) 76,406.32㎡ (200%) 最低限度 : m 最高限度 : m 耐震性能 耐震構造システム ●耐震構造 ○制振構造 ○免震構造 高耐震設計 ●採用 ○非採用 官庁基準の採否 ●採用 ○非採用 構造体 : ○Ⅰ類 ●Ⅱ類 ○Ⅲ類 建築非構造部材 : ●A類 ○B類 建築設備 : ○甲類 ●乙類 重要度係数 (Ⅰ) ○1.5 ○1.3 ●1.25 ○1.0 地域係数 (Ⅱ) ○1.2 ●1.0 ○0.9 ○0.8 ○0.7 設計用層間変形角 (構造体) 大地震時 : ●1/200 ○ 大地震時 : ●1/100 ○ エクスパンションジョイントの地下部 : ○高さの1/50 ○高さの1/ 必要クリアランス : ○30mm ○50mm ○ mm 免震層 (水平) : mm 免震層 (垂直) : mm 必要クリアランスは設計クリアランスの最小値を示し、多層に及ぶ場合は確認のこと。設計クリアランスは施工誤差等を考慮した上で得られる竣工時に確保された寸法を示す。		各建築物等の諸元 建築物等の名称 校舎棟 連絡歩廊1~2 給水ポンプ室 駐輪場1~6 第一体育館 (存置、改修) 柔剣道場 (存置、改修) 第二体育館 (存置、改修) プール付附属棟 (存置) セミナーハウス (存置) レスリング場 (存置) 用途区分記号 08090 08090 08500 08990 08090 08090 08090 08090 08090 08090 構造 鉄筋コンクリート造 アルミニウム合金造 鋼板製 (不燃構造) アルミニウム合金造 鉄筋コンクリート造-部鉄骨造 鉄骨造 鉄骨造 鉄筋コンクリート造 木造 鉄骨造 耐火区分 耐火建築物 その他 その他 その他 その他 その他 その他 その他 その他 階数 地階を除く階数 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 地階の階数 高さ 最高の高さ 18.27m 3.185m 5.020m 13.69m 7.7m 7.7m 11.99m 4.36m 9.134m 7.08m 最高の軒の高さ 16.27m 6.7m 6.7m 4.3m 8.92m 3.47m 8.9m 8.9m 8.9m 5.0m 主な階高 3.80m 3.6m 3.0m 2.5m 2.6m 主天井高 直天 外部仕上概要 主な屋根 断熱スワット断熱R01-1 ガルバリウム鋼板 鋼板+エポキシ樹脂塗装 アルミ樹脂複合板 カラー屋根 (カバールーフ工法) 長尺ガルバリウムカラー鋼板 長尺カラー鋼板瓦葺葺 長尺カラータタン カラステンレス鋼板 長尺ガルバリウム鋼板瓦葺葺 主な外装 透湿型壁式外断熱工法 ガルバリウム鋼板 鋼板+エポキシ樹脂塗装 アルミ樹脂複合板 カラー屋根 (カバールーフ工法) 弾性アクリルリシン吹付 角波カラー鉄板 アクリルリシン吹付 窯業系押出セメント板 窯業系防火サイディングP 主な軒ウラ 天吊り天井断熱工法 吹付タイル フレキシブルボード フレキシブルボード アクリルリシン吹付 窯業系押出セメント板 フレキシブルボードP 特殊設備等 確認の特例 建築面積 5856.23㎡ 29.64㎡ 9.79㎡ 238.98㎡ 1,402.38㎡ 387.65㎡ 839.09㎡ 95.00㎡ 361.31㎡ 351.99㎡ 総合計 6134.64㎡ 3,437.42㎡ 各階床面積 4階 2923.72㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ 3階 3978.19㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ 2階 4702.37㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ 1階 5243.42㎡ 0㎡ 9.79㎡ 238.98㎡ 1,402.38㎡ 356.00㎡ 736.00㎡ 95.00㎡ 351.94㎡ 325.00㎡ 合計 16,847.70㎡ 0㎡ 9.79㎡ 238.98㎡ 1,402.38㎡ 356.00㎡ 736.00㎡ 95.00㎡ 556.48㎡ 325.00㎡ 総合計 17,096.47㎡ 20,567.23㎡ 3470.76㎡											
工事概要 工事名称 岩手県立宮古商工高等学校及び岩手県立宮古水産高等学校校舎新築工事 工事場所 地名地番 岩手県宮古市磯鶏三丁目91番1ほか 住居表示 岩手県宮古市磯鶏三丁目5番1号 工事種別 ○新築 ●増築 (○既存 ●棟別) ○改築 ○移転 ○用途変更 ○大規模の修繕 ○大規模の模様替 ○他 () 工事内容特記 工期 特定工程 建築主 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県知事 達増 拓也 代理者 設計者 構造設計者 代表となる建築設備の設計に関し意見を聞いた者 工事監理者 未定 工事受注者 未定		室内進目積値 室名 (教室、事務室、職員室、多目的室等) NC値 (40) 室名 (大講義室、校長室、応接室、相談室、音楽室等) NC値 (40) 特殊な室の仕様 ○放射線等対象室 防護仕様は図示による。 ○シールド室 防護仕様は図示による。 ○防音室 レベル () ○遮音室 レベル () ○クリーンルーム レベル () ○バイオフィザード対応室 レベル ()		建築物等の概要 主要用途 建築基準法 08090 (中学校、高等学校又は中等教育学校) 08500 (自転車駐車場) 消防法 7項 (高等学校)											
設計条件 (敷地) 都市計画区域 ●都市計画区域内 (○市街化区域 ○市街化調整区域 ●区域区分非設定) ○準都市計画区域内 ○都市計画区域及び準都市計画区域外 防火地域 ○防火地域 ○準防火地域 ●指定なし その他の区域 ●法第22条区域 ○法第52条第8項適用区域 道路 東側:市道745商業高校線 幅員:6.9m (敷地と接する部分の長さ7.22m) 北側:市道104水産学校線 幅員:5.2m (敷地と接する部分の長さ15.3m) 北西側:位置指定道路第1707号 幅員:4.0m (敷地と接する部分の長さ35.7m)		建築面積 建築面積 申請部分 6134.64㎡ 申請以外部分 3,437.42㎡ 合計 9,572.06㎡ 備考 延べ面積 申請部分 17096.47㎡ 申請以外部分 3,470.76㎡ 合計 20,567.23㎡ 備考 建物全体 ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ 地階の住宅の部分 ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ エレベーターの昇降路の部分 31.32㎡ ㎡ ㎡ 31.32㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ 共同住宅の共用の廊下等の部分 ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ 自動車庫等の部分 238.98㎡ ㎡ ㎡ 238.98㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ 備蓄倉庫の部分 ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ 蓄電池の設置部分 ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ 自家発電設備の設置部分 ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ 貯水槽の設置部分 ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ 住宅の部分 ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ 延べ面積 16,826.17㎡ 3,470.76㎡ 20,296.93㎡ 容積率 53.12% 算定式: (20,296.93/38,203.16×100=53.12%) 建築物の数 申請部分 7棟 申請以外部分 6棟 建築物の高さ等 申請部分 申請以外部分 備考 最高の高さ 18.40m 11.99m 階数 地下 階 地上 4階 塔屋 階 構造 鉄筋コンクリート造 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無: ○有 ●無 適用がある場合の特例の区分: ○道路高さ制限不適用 ○隣地高さ制限不適用 ○北側高さ制限不適用		案内図 											
環境 日照規制 ●有 ○無 5m: 4時間 10m: 2.5時間 受影面レベル: GL+ 4.0m 周辺規制値 5m: 時間 10m: 時間 受影面レベル: GL+ m 騒音規制 ●有 ○無 敷地境界線上 (55) デシベル以下 (昼間8時~18時) (45) デシベル以下 (早朝、夜間22時~6時) (50) デシベル以下 (早朝、夜間6時~8時、18時~22時) 雨水流出抑制 ○要 ●不要 抑制方法 ○雨水貯留 (必要雨水貯留量: m3) ○雨水浸透 排水規制 ○有 ●無 設計降雨量 とい設計用 : 147mm/時間 敷地排水設計用 : mm/時間 編間降雨条件 : 24.5mm/10分 (適用範囲: 各部屋根) 風荷重 基準風速 (Vo) : 30m/sec 地表面粗度区分 : ○Ⅰ ○Ⅱ ●Ⅲ ○Ⅳ 再現期間 : ○50年 ●100年 ○年 積雪荷重 ●多雪区域外 ○多雪区域 設計積雪量 : 80cm 単位重量 : ●20N/m ² /cm ○30N/m ² /cm 地下水位 TP+15.08m~18.54m 浸水対策 ○要 ●不要 想定冠水レベル : TP+ m 防水堤水レベル : TP+ m (防水板高さ : ○1階床高さ ○) 寒冷地対策 ●要 ○不要 凍結深度 : 地表仕上げ面-0.19m その他の凍害等対策と範囲は設計図による 塩害対策 ●耐塩仕様 ○重耐塩仕様		駐車施設 ○住宅用途設置台数 普通車用 台 (内 機械式 台) 小型車用 台 (内 機械式 台) 障害者用 台 (内 機械式 台) 合計 台 (内 機械式 台) ≥附置義務台数 (台) ●非住宅用途設置台数 普通車用 152台 (内 機械式 台) (別途工事) 小型車用 台 (内 機械式 台) 障害者用 2台 (内 機械式 台) 合計 154台 (内 機械式 台) ≥附置義務台数 (台)		駐輪施設 ○住宅用途設置台数 平置式 台 (内 機械式 台) 傾斜ラック式 台 (内 機械式 台) 2段式 台 (内 機械式 台) 合計 台 (内 機械式 台) ≥附置義務台数 (台) ●非住宅用途設置台数 平置式 180台 (内 機械式 台) 傾斜ラック式 台 (内 機械式 台) 2段式 台 (内 機械式 台) 合計 180台 (内 機械式 台) ≥附置義務台数 (台)											
道路切り下げ ○有 (位置出し、長さ等) ●無 ○有 (位置出し、長さ等) ●無		許可認定等 検査法運用の有無 ○避難安全検証法 ○耐火性能検証法 ●なし 特定天井等 特定天井 : ○有 (設計図による) ●無 耐震性能に配慮する居室 : ○有 (設計図による) ●無 GASBEEランク OS OA OB+ ●なし		共通設計概要書 岩手県立宮古商工高等学校及び岩手県立宮古水産高等学校 校舎新築 (電気設備) 工事 設計者 共通設計概要書 設計 A1種 NS 設計 A3種 NS 図面番号 CS-001											

<p>共通特記仕様書</p> <p>特記仕様書の適用について</p> <ul style="list-style-type: none"> 本工事においては、国土交通省大臣官房官庁審議部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）令和4年版」(以下 標仕という)による。 設計図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、標仕による。 特記仕様書の章、節、項番号及び表番号は、追加の場合を除き各標仕の当該番号とする。 共通特記仕様書は全ての工事に適用する特記仕様書を示す。 特記仕様書の以下の表記は、次による。 <ul style="list-style-type: none"> 行頭に●のある節を適用し、○印がある節は適用しない。 選択記入事項は●のついたものを適用し、○印は適用しない。 特記仕様書に記載する製品名(製造会社付記)は程度を表すものとする。 	<p>料を提出して監理者と協議する。</p> <p>c. 受注者は契約図面に明記がなくとも法規上、技術上、施工に必要な性能に関する事項を見込むこと。</p> <p>d. 監理者に提出する書類(図面を除く)は、監理者と協議のうえ指定コンピュータソフトにより作成し、電子的媒体による文書データを添えて提出する。</p> <p>e. 施工図や完成図を作成するために設計図のCADデータを利用する場合は、監理者に申し出て、本設計業務受託業者と貸与についての契約を別途取り交わす。なお、設計図のCADデータを目的外に利用してはならない。</p>	<p>1)概略の工事基本工程</p> <p>2)工事の基本的な流れを左右する主な工種別施工計画書・製作図・施工図</p> <p>3)発注者が意思決定しなければならない項目</p> <p>4)発注者直接工事分の仕様決定期限とその項目</p> <p>5)色彩計画(外装関係と内装関係に分けて計画する)</p> <p>g. 概成工期は次による。</p> <p>竣工前(○1ヶ月前 ○2ヶ月前 ○3ヶ月前 ●10日前)</p>	<p>1.3.13 後片付け</p> <p>a. 工事の完成に際しては、共仕[1.6.1]による通知又は請求に基づく検査までに次の損傷復旧等を行う。</p> <p>1)工事に伴い損傷を生じた既存の施設・工作物・舗装・樹木等は、原状に復旧する。</p> <p>2)工事的目的の施設又は設備の一部を工事に使用した場合は、設計図書に定める条件のとおりに復旧する。</p>																																										
<p>1章 一般共通事項</p> <p>●1節 一般事項</p> <p>1.1.1 適用範囲</p>	<p>1.1.7 関連工事の調整</p> <p>a. 別に定めのない限り、関連工事の受注者に対し、次のものについて便宜を供与する。これらに要する費用の負担は、当該関連工事の受注者と協議する。</p> <p>1)関連工事を行う場所への出入り及び安全管理</p> <p>2)足場・運搬設備・揚重設備・工用電力・工用給排水等の利用</p> <p>3)障害となる仮設物の取除き、貫通孔等の設置、ボルト・インサート等の取付け</p> <p>4)関連工用の機器・材料の取込みに必要な搬入口・通路等の設置・確保</p> <p>b. 施工図・施工計画書等の作成に際し、関連工事との取合い・納まり等について必要な記載を行う。</p>	<p>1.2.2 施工計画書</p> <p>a. 設計図書に記載のない仮設等の工法については、受注者の責任において決定し、監理者に報告する。</p> <p>b. 設計図書に定める所要の品質及び性能を確保した上で、定められた材料、工法等に代わる、より優れた提案がある場合は、監理者と協議する。この場合原則として請負代金額の増額は認めない。減額となる場合の処理については監理者と協議の上決定する。</p> <p>(b)本工事に係る施工計画書の著作権者の権利は、当該建物における使用に限り発注者に移譲するものとする。</p>	<p>1.3.14 製造者及び専門工事業者の選定</p> <p>a. 機器・材料製造者及び専門工事業者は、下請業者選定届、資材業者選定届を監理者に提出する。</p> <p>b. 設計図書に製造者名の記載がない機器・材料で、設計図書に機器・材料の仕様が示されている場合は、これに適合する製造者を選定して、条件に適合することを証明する資料を提出し監理者の承認を受ける。</p> <p>c. 設計図書に専門工事業者名の記載がない工種について、設計図書で「専門工事業者による」としている工種については、選定について監理者と協議する。</p>																																										
<p>1.1.2 用語の定義</p>	<p>1.1.8 疑義に対する協議等</p> <p>a. 設計図書に関する疑義は、工事請負契約前に質問回答をもって確かめておかなければならない。工事請負契約後に発見されたものは、すみやかに監理者に報告しその指示を受ける。この場合、原則として請負代金額の増額及び工期の延長は認めない。</p> <p>1.1.11 関係法令等の遵守</p> <p>a. 関連法規等に該当する項目について調査、整理し、監理者に提出する。</p> <p>b. 第三者の特許権に対する注意：材料、機構、構成などが第三者の所有する知的所有権に触れるような場合は、あらかじめその権利の使用に用いる必要な手続きを行った後に、これを採用する。万が一、第三者の権利を侵害するようなことが生じた場合は、すみやかにその旨監理者に報告し、協議する。</p> <p>1.1.14 設計変更</p> <p>a. 質疑回答書及び課題整理表にて整理した結果、設計変更となった内容は設計変更管理表を作成して整理する。その内容は、発注者、監理者及び受注者の同意が得られたものになっていないなければならない。</p> <p>b. 発注者の指示による設計変更にかかわる工事は、監理者の指示によって行う。</p> <p>c. 前号の場合において請負代金額の変更を伴う場合は、そのつど施工に着手する前に請負代金額の増減を明示した請負代金額増減内訳書(以下、増減内訳書という)を提出し、監理者の確認を受ける。</p> <p>d. 契約金額の増減が確認できる根拠資料には図面、計算書、数量調査、メーカー見積、内訳書等がある。</p> <p>e. 増減内訳書における工事単価は、見積要領書に別の定めのある場合を除き、工事請負契約時の工事単価とする。</p> <p>f. 設計変更の際には、下記の書類一式の作成支援、協力を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●変更申請図面、変更計算書 ●建築物省エネ計算書の変更 <p>g. 部品、部位相互間の納まり、取り合いの調整、又は、工法等の関係で、材料、寸法、取付け位置、取付け方法等の軽微な変更は、監理者の指示によって行う。この場合、請負代金額の増減はしない。</p>	<p>1.2.3 施工図</p> <p>a. 各種施工図作成前に建築、設備その他関連する工事の全体概要と相互関係を把握し、工種別施工図・製作図作成の適正化、効率化、そして施工情報の一元化をはかることを目的として総合図を作成し、監理者に提出し、承認を得る。</p> <p>b. 総合図は床理総合図、天井総合図、展開総合図、立面総合図、外構総合図等区分して作成する。</p> <p>c. 総合図の作成方法は監理者の「工事監理文書作成要領」による</p> <p>d. 発注者直接工事においても、監理者と協議の上、本工事全体工事工程に支障がでないよう総合図にその情報を盛り込む</p> <p>e. 総合図の承認を得た後、工事毎に作成する施工図、製作図及び躯体図にその内容を反映させる。</p> <p>f. 分離発注の場合は建築工事受注者が主体となって他業種受注者との取合い調整をはかる</p> <p>g. 施工図担当責任者を選任し、監理者に報告する</p> <p>(b)本工事に係る施工図の著作権者の権利は、当該建物における使用に限り発注者に移譲するものとする。</p> <p>1.2.4 工事の記録等</p> <p>a. 検査、試験又は設計図書に定められた確認等を行った場合は、終了後速やかに記録を作成し、監理者に報告する。</p> <p>b. 立会いによる監理者の検査又は施工・試験等への監理者の立会いを受けた場合は、終了後速やかに記録を作成して監理者に報告する。</p> <p>c. 報告に用いる書式は監理者の工事監理文書作成要領による。</p>	<p>●4節 機器及び材料</p> <p>1.4.2 材料の品質等</p> <p>a. 設計図書が準拠した日本産業規格(以下、JISという)、日本農林規格(以下、JASという)その他規格類、官公署及び電力・ガス・水道等の供給事業者の各種規格等は、最新のものを適用する。</p> <p>b. 機器・材料に関する設計図書の記載に「同等」程度等とある場合は、選定された機器・材料が所定の品質及び性能を有することの証明となる資料を提出し、監理者の承認を受ける。</p> <p>c. 材料・製品・機器類の色合いに関する見本塗装作成に際し、各製造者等への色調指示用の色見本帳として、次を準備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日本塗料工業会「塗料用標準色 最新版」(ワイド版)1冊 <p>d. 工事期間中に、設計図書が準拠したJIS、JASの他の規格類の改訂及び追加、官公署及び電力、ガス、水道等の供給事業者の規格の改定、又は材料、機器製造者の製品番号の変更等が行われた場合は、監理者と協議する。</p> <p>e. 内外装仕上サンプルボードの作成を行うこと。</p> <p>(1.4.2) 原則として、全ての材料について監督員の承認を受ける。 ※ 図中の「商品名」は参考品番を示し、同等品以上とする。</p>																																										
<p>1.1.3 官公署その他への届出手続等</p>	<p>1.1.15 工事に付帯する作業・材料等</p> <p>a. 工事の各段階に必要な官公署その他への各種申請又は届出の種別・手続・期間等をあらかじめ調査し、一覧表を作成して監理者に提出する。</p> <p>b. 施工に直接必要な官公署その他への手続は、遅延なく行うほか、発注者等が行う手続きに協力、これを代行し、その経緯を適宜監理者に報告する。</p> <p>c. 工事の各段階に必要な官公署その他関連機関の立会検査や審査のうち、発注者が申請者となるもの(以下、法定検査という)について、その種別・手続・時期・実施内容等をあらかじめ調査し、一覧表を作成して監理者に提出する。</p> <p>d. 建築基準法87条の2による昇降機設備の確認申請手続きは、昇降機設備工事専門工事業者が発注者の代理者として行う。ただし、確認申請書において「代表となる設計者」及び「その他の設計者」は、次による。申請及びこれにかかわる検査に要する費用は、当該昇降機設備工事受注者の負担とする。</p> <p>代表となる設計者：昇降機設備工事専門工事業者 (「作成した設計図書等」は、昇降機設備にかかわる設計図書等)</p> <p>その他の設計者：本設計業務受託業者 (「作成した設計図書等」は、建築物にかかわる設計図書等)</p> <p>e. 昇降機設備に関する省エネ法(エネルギーの合理化に関する法律)による届出は昇降機設備工事専門工事業者が発注者の代理者として行う。また、届出にかかる費用は当該昇降機工事の受注者負担とする。</p> <p>f. 関係官公署その他関係機関の立会い検査を必要とするものは、監理者と打ち合わせのうえ検査を受け、その結果を監理者に報告する。</p> <p>g. 前号の検査の結果、不合格の個所がある場合は、すみやかに修補し、必要な手続を行い、その結果を監理者に報告する。</p> <p>h. 前号の修補に直接要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>i. 工事に必要な諸手続(各種システム評定などを含む)及び費用(交通費、実験及び資料作成費用一式を含む)は、受注者負担とする。</p> <p>j. 「省エネ基準監理報告書」を作成するために必要となる下記資料を提出する。</p> <p>1)外皮(外壁、窓、断熱材等)に関する、施工計画書、施工記録書、製品ラベル等</p> <p>2)空調・換気設備、照明設備、給湯設備、太陽光発電設備、コージェネレーション システム等に関する、納入仕様書、施工記録書、自主検査記録等。</p> <p>k. 受注者の起因により省エネ法の届け出に変更が生じた場合は、届出書類の作成は受注者に行う。</p>	<p>●3節 工事現場管理</p> <p>1.3.1 施工管理</p> <p>a. 建築の現場代理人が一級建築士有資格者の場合は監理技術者を兼務できる。なお、現場代理人が一級建築士の有資格者でない場合は、当該現場に常駐する他の一級建築士有資格者を監理技術者として専任すること。</p> <p>b. 監理者が指示した場合は、それに基づいて工事運営及び施工管理を行う。</p> <p>c. 現場勤務者：工事請負契約書に定める現場代理人は、下記の資格を有するものとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>資格</th> <th>建築</th> <th>空調</th> <th>衛生</th> <th>電気</th> <th>昇降機</th> </tr> <tr> <td>1級建築士</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1級施工管理技士(各専門部門に適用)</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電気主任技術者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>昇降機検査資格者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>建設業士(建築設備技術者協会)</td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>技術士(各専門部門に適用)</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>○</td> </tr> </table> <p>●を適用する</p> <p>○印が複数ある場合は、そのいずれかの資格を適用する。</p> <p>d. 主任技術者又は監理技術者の資格は、建設業法による。</p> <p>e. 主任技術者及び監理技術者は、現場ごとに専任で置く</p>	資格	建築	空調	衛生	電気	昇降機	1級建築士	●					1級施工管理技士(各専門部門に適用)	●	●	●	●		電気主任技術者				●		昇降機検査資格者					○	建設業士(建築設備技術者協会)		●	●	●	○	技術士(各専門部門に適用)	●	●	●	●	○	<p>(1)本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。</p> <p>(2)備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督員の承認を受ける。</p> <p>(3)標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。</p> <p>(4)本工事に使用する材料のうち、(5)に指定する材料の製造業者は、次の①から⑥の事項を満たすものとし、その証明となる資料が発行するとし、その証明となる資料(外部機関(一社)公共建築協会が発行する「建築材料・設備機材等品質評価事業」の評価の写し等)を監督員に提出して承認を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承認を受けた場合はこの限りでない。</p> <p>①品質及び性能に関する試験データを整備していること。</p> <p>②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。</p> <p>③安定的な供給が可能であること。</p> <p>④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。</p> <p>⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。</p> <p>⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。</p> <p>(5)製造業者等に関する資料の提出を求める材料・(一社)公共建築協会の「建築材料・設備機器等品質評価事業」において評価書が発行されている材料</p> <p>床型枠用鋼製デッキプレート、鉄骨柱下無収縮モルタル、無収縮グラウト材、押出し成形セメント板、成形伸縮目地材、乾式保護材、セラミックタイル、既調合モルタル、既調合目地材、ルーフトレン、吸収調整材、アルミニウム製建具、樹脂製建具、鋼製建具、鋼製軽量建具、ステンレス製建具、錠前類、クローザー類、自動扉機構、閉閉式上吊り戸機構、重量シャッター、オーバードア、ガラス、防水剤、現場発泡断熱材、フリアークセスフロア、可動間仕切、移動間仕切、トイレブス、煙突用成形ライニング材、天井点検口、床点検口、グレーチング、屋上緑化システム、軽量シャッター、トップライト、ポリマーセメントモルタル、鑄鉄製ふた</p> <p>標仕に記載されていない特別な材料の工法は、材料製造所の指定する工法とする。</p>
資格	建築	空調	衛生	電気	昇降機																																								
1級建築士	●																																												
1級施工管理技士(各専門部門に適用)	●	●	●	●																																									
電気主任技術者				●																																									
昇降機検査資格者					○																																								
建設業士(建築設備技術者協会)		●	●	●	○																																								
技術士(各専門部門に適用)	●	●	●	●	○																																								
<p>1.1.4 工事実績情報システムへの登録(CORINS)</p>	<p>1.1.16 監理者の承認・検査等</p> <p>a. 機器・材料・工事についての施工図・見本等に対する監理者の承認は、次による。</p> <p>1)監理者の承認は、受注者による品質管理、確認の適切さを確認するために行う。</p> <p>b. 機器・材料・工事に対する監理者の検査は、次による。</p> <p>1)監理者の検査は、工事請負契約及び設計図書に基づいて、受注者等による品質管理・確認・自主検査の適正さを確認するために行う。</p> <p>2)監理者の検査は、立会いにより、又は受注者等の自主検査記録・工事写真記録その他の審査等の合理的方法により行う。なお、監理者の立会検査は、原則として全数ではなく抽出により行う。</p> <p>c. 機器・材料・工事が工事請負契約・設計図書に合致しない場合は、そのやり直し及び修補等の責は受注者が負う。</p> <p>d. 工事に用いられた、又は工事的物に組み込まれた製品の欠陥、又はこれに類する原因による品質上・性能上・安全上の不具合がある場合は、そのやり直し及び修補等の負担は受注者が負う。</p> <p>e. 契約時に受注者の提案により採用されたVE提案等については、契約書への反映を受注者にて行い、監理者の確認を受ける。</p>	<p>1.3.2 施工管理技術者</p> <p>a. 場所打ちコンクリート杭地業、I類コンクリートの製造工場、鉄骨製作用場、鉄骨工事の溶接作業及び溶融亜鉛めっき高力ボルト接合については、施工管理技術者の能力を有する者であることを証明する資料を監理者に提出し、確認を得る。</p> <p>1.3.3 電気保安技術者</p> <p>(1)電気保安技術者</p> <ul style="list-style-type: none"> ●適用する ○適用しない <p>1.3.5 施工条件</p> <p>a. 施工時間等は、次による。</p> <p>1)設計図書又は工事現場近隣の住民との間で交わされる工事に関する協定(以下、近隣協定という)に、作業内容、作業日・時間等についての定めがある場合は、それを遵守する。</p> <p>2)休日・祝日又は夜間に施工を行う場合は、あらかじめ理由を付した書面によって発注者及び監理者に報告する。</p> <p>b. 前号及び共仕[1.3.5]以外の施工条件は次による。</p> <p>○なし ●あり(現場説明書による)</p>	<p>1.4.4 材料の検査等</p> <p>a. 機器・材料は、現場に搬入した時点あるいは必要に応じて製作工場における製造又は組立完了した時点で、種別ごとに自主検査を行い、検査記録を監理者に提出する。</p> <p>1)量品あるいは標品等で実測値等が整備されているものは、性能表又は能力計算書等性能の証明となるもの確認をもって自主検査とすることができる。</p> <p>2)記録・配管・小型器具・雑材料その他の軽微なものは、こん包等の表示による材質・呼称寸法等の確認をもって自主検査とすることができる。</p> <p>b. 設計図書に監理者の検査の定めがある場合、自主検査に合格後、検査記録を提出し、監理者の検査を受ける。なお、監理者の検査に必要な資機材・労務等を提供する。</p> <p>c. 場外立会検査及び場外試験の立会いについては各工事特記仕様書を参照する。</p> <p>d. 場外立会検査にあたり、試験内容は監理者の確認を得る。</p> <p>e. 設計変更等により、監理者が騒音、振動や性能機能上、場外立会検査が必要と判断した場合は、協議の上、上記以外の項目についても場外立会検査を行う。</p> <p>f. 発注者、監理者の場外立会検査及び場外試験の立ち合いに要する交通費、宿泊費等の実費は、受注者負担とする。</p> <p>g. 見本施工箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事種目</th> <th>材料、工法</th> <th>数量(見本)</th> <th>施工場所</th> <th>施工時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外壁塗装</td> <td>耐候性有機質プラスター塗装(合板12下地)</td> <td>□2m 5枚</td> <td>現場内</td> <td>外装決定前</td> </tr> <tr> <td>木ルーバー</td> <td>準不燃木(天井裏下地)</td> <td>5㎡程度</td> <td>現場内</td> <td>内装決定前</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>h. 内外材料色調等検討用パネル作成： ●あり ○なし</p>	工事種目	材料、工法	数量(見本)	施工場所	施工時期	外壁塗装	耐候性有機質プラスター塗装(合板12下地)	□2m 5枚	現場内	外装決定前	木ルーバー	準不燃木(天井裏下地)	5㎡程度	現場内	内装決定前																											
工事種目	材料、工法	数量(見本)	施工場所	施工時期																																									
外壁塗装	耐候性有機質プラスター塗装(合板12下地)	□2m 5枚	現場内	外装決定前																																									
木ルーバー	準不燃木(天井裏下地)	5㎡程度	現場内	内装決定前																																									
<p>1.1.6 設計図書等の取扱い</p>	<p>1.1.18 建物経年調査</p> <p>a. 工事的目的を発注者へ引き渡したのち、工事請負契約書に定める建物経年調査の期間内に、工事全般について契約不整合及び損耗に関する調査を行う。なお、調査の回数及び時期は、特記他章の記載によるほか、1年目及び2年目の2回行う。</p> <p>b. 前号の調査の実施時期及び具体的な実施要領は、受注者等が立案し、発注者及び監理者と協議する。</p> <p>c. 調査終了後速やかに調査の結果を記録し、発注者及び監理者に提出する。</p> <p>d. 建物経年調査期間中は受注者の責任において対応を行うこと。</p> <p>●2節 工事関係図書</p> <p>1.2.1 実施工程表</p> <p>a. 実施工程表とは、「基本工程表」、「全体工程表」及び「もの決め工程表」をいう。</p> <p>b. 全体工程表に先立ち、基本工程表を作成する</p> <p>c. 基本工程表は、建築、電気設備、機械設備、昇降機等の主要工事及び外部足場解体・受電・給水開始・各竣工検査項目等の基本となる工事工程のみ記入する。また、工程表には予想月間出来高曲線を記入する。</p> <p>d. 全体工程表の表現方法は、原則としてネットワーク形式で作成し、クリティカルパスが分かるように表現する。また、受注者間及び工事別受注者間で十分に取合いを調整した上で作成する。</p> <p>e. 分離発注の場合は、主体工事の全体工程にあわせて他業種受注者の工程も一緒に表現する。</p> <p>f. もの決め工程表は、次の内容を記載する。工程の作成に当たっては建築、電気設備、機械設備、昇降機等の機器製作図の承認期限についても十分配慮する。</p>	<p>1.3.12 養生</p> <p>a. 既存施設部分、工事的目的物の施工済み部分等が汚損を受けた場合は、速やかに監理者に報告し、復旧方法について監理者と協議のうえ、復旧する。</p> <p>●(ア)発注者に引き渡しを要する発生材： ○有 ○無</p> <ul style="list-style-type: none"> ●現場説明書による ○保管場所： ○引渡時期： <p>●(イ)特別管理産業廃棄物： ○有 ○無 ●現場説明書による</p> <ul style="list-style-type: none"> ○飛散性アスベスト ○PCB ○ ○ <p>○処理方法：</p> <p>○(ウ)現場において再利用を図る発生材： ○有 ○無 ●現場説明書による</p> <p>○() ○() ○()</p> <p>○(エ)フロン回収(既存パッケージ等)： ○有 ○無</p> <p>a. 障害物の処理費：本工事に ●含まない ○含む(別紙による)</p> <p>b. 土壌調査：本工事に ●含まない ○含む(別紙による)</p> <p>・本工事で発生する建設廃棄物のうち、岩手県内の最終処分場(中間処理施設経由を含む)に搬入される産業廃棄物については、岩手県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。</p>	<p>1.4.7 海外調達</p> <p>a. 海外製の機器・材料・製品等を使用する場合は、あらかじめそれらが日本国の関係法令に適合し、設計図書に定められた品質・性能を有していることを証明する資料を監理者に提出し、確認を得る。</p> <p>b. 機器・製品において、国内の製造者が海外製の製品等を使用して国内製品として組立販売又は取扱いをし、補修・定期点検等のアフターサービスができる体制にある場合は、監理者の確認を得て使用することができる。</p> <p>c. 海外製の機器・材料・製品等を使用する場合は、完成引渡後、通常の建築管理条件下で発生した不具合は受注者の責任において対応する。この場合の保証期間は国内製品と同等とする。</p>																																										

<p>訂正</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p>	<p>件名</p> <p>岩手県立宮古商工高等学校及び岩手県立宮古水産高等学校 校舎新築(電気設備)工事</p> <p>図面名称</p> <p>共通特記仕様書-1</p> <p>期次</p> <p>A1版 NS A3版 NS</p> <p>図面番号</p> <p>CS-002</p>				
---	---	---	---	---	--

発注方式・工事区分																																																																																																																																																																																																																									
発注方式	a. 本工事の発注方式は以下の通りとする。 ○一括発注 建築 電気設備 空調設備 給排水衛生設備 昇降機設備 駐車・駐輪機械設備 外構 ●分離発注 建築(昇降機・外構含む) 電気 空調設備 給排水衛生 ○コストオン ○関連工事																																																																																																																																																																																																																								
工事区分	a. 設計図による他、下記を工事区分とする。 b. ●印を適用する。疑義を生じた場合は事前に質問回答書をもって確認する。																																																																																																																																																																																																																								
1. 躯体の開口、スリーブ工事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事内容</th> <th>建</th> <th>空</th> <th>衛</th> <th>電</th> <th>昇</th> <th>別</th> <th>適</th> </tr> <tr> <th></th> <th>築</th> <th>調</th> <th>生</th> <th>気</th> <th>降</th> <th>途</th> <th>外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 スリーブ、開口のみの墨出し(RC)(各関連工事)</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 床、壁、梁の貫通スリーブ(RC)(各関連工事)</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 床、壁、梁の開口並びに貫通部の補強及び型枠(RC)</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 スリーブ、開口廻りの穴埋め(RC)(防火、防煙区画及び遮音壁の穴埋めを含む各関連工事)</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 鉄骨部の貫通スリーブ及び補強</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工事内容	建	空	衛	電	昇	別	適		築	調	生	気	降	途	外	1 スリーブ、開口のみの墨出し(RC)(各関連工事)	●	●	●	●	●			2 床、壁、梁の貫通スリーブ(RC)(各関連工事)	●	●	●	●	●			3 床、壁、梁の開口並びに貫通部の補強及び型枠(RC)	●	●	●	●	●			4 スリーブ、開口廻りの穴埋め(RC)(防火、防煙区画及び遮音壁の穴埋めを含む各関連工事)	●	●	●	●	●			5 鉄骨部の貫通スリーブ及び補強	●																																																																																																																																																																						
工事内容	建	空	衛	電	昇	別	適																																																																																																																																																																																																																		
	築	調	生	気	降	途	外																																																																																																																																																																																																																		
1 スリーブ、開口のみの墨出し(RC)(各関連工事)	●	●	●	●	●																																																																																																																																																																																																																				
2 床、壁、梁の貫通スリーブ(RC)(各関連工事)	●	●	●	●	●																																																																																																																																																																																																																				
3 床、壁、梁の開口並びに貫通部の補強及び型枠(RC)	●	●	●	●	●																																																																																																																																																																																																																				
4 スリーブ、開口廻りの穴埋め(RC)(防火、防煙区画及び遮音壁の穴埋めを含む各関連工事)	●	●	●	●	●																																																																																																																																																																																																																				
5 鉄骨部の貫通スリーブ及び補強	●																																																																																																																																																																																																																								
2. 躯体以外の開口	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事内容</th> <th>建</th> <th>空</th> <th>衛</th> <th>電</th> <th>昇</th> <th>別</th> <th>適</th> </tr> <tr> <th></th> <th>築</th> <th>調</th> <th>生</th> <th>気</th> <th>降</th> <th>途</th> <th>外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 開口のみの墨出し(各関連工事)</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 現場製作間仕切壁の開口、補強、枠付け、穴埋め(防火、防煙区画及び遮音壁の穴埋めを含む各関連工事)</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 床、壁の直付各種器具の開口、補強、枠付け、穴埋め(補強は建築、各関連工事)</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 天井吹出口、吸込口、埋込照明器具、スピーカー等取付けのための天井切り込み、枠組み(各関連工事)</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 同上補強(仕上材共、ただし、スイッチボックス、コンセント等軽微なものは各設備工事)</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 既製パーティション壁類の開口、補強</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工事内容	建	空	衛	電	昇	別	適		築	調	生	気	降	途	外	1 開口のみの墨出し(各関連工事)	●	●	●	●	●			2 現場製作間仕切壁の開口、補強、枠付け、穴埋め(防火、防煙区画及び遮音壁の穴埋めを含む各関連工事)	●	●	●	●	●			3 床、壁の直付各種器具の開口、補強、枠付け、穴埋め(補強は建築、各関連工事)	●	●	●	●	●			4 天井吹出口、吸込口、埋込照明器具、スピーカー等取付けのための天井切り込み、枠組み(各関連工事)	●	●	●	●				5 同上補強(仕上材共、ただし、スイッチボックス、コンセント等軽微なものは各設備工事)	●							6 既製パーティション壁類の開口、補強	●																																																																																																																																																														
工事内容	建	空	衛	電	昇	別	適																																																																																																																																																																																																																		
	築	調	生	気	降	途	外																																																																																																																																																																																																																		
1 開口のみの墨出し(各関連工事)	●	●	●	●	●																																																																																																																																																																																																																				
2 現場製作間仕切壁の開口、補強、枠付け、穴埋め(防火、防煙区画及び遮音壁の穴埋めを含む各関連工事)	●	●	●	●	●																																																																																																																																																																																																																				
3 床、壁の直付各種器具の開口、補強、枠付け、穴埋め(補強は建築、各関連工事)	●	●	●	●	●																																																																																																																																																																																																																				
4 天井吹出口、吸込口、埋込照明器具、スピーカー等取付けのための天井切り込み、枠組み(各関連工事)	●	●	●	●																																																																																																																																																																																																																					
5 同上補強(仕上材共、ただし、スイッチボックス、コンセント等軽微なものは各設備工事)	●																																																																																																																																																																																																																								
6 既製パーティション壁類の開口、補強	●																																																																																																																																																																																																																								
3. 基礎、ピットマンホールその他工事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事内容</th> <th>建</th> <th>空</th> <th>衛</th> <th>電</th> <th>昇</th> <th>別</th> <th>適</th> </tr> <tr> <th></th> <th>築</th> <th>調</th> <th>生</th> <th>気</th> <th>降</th> <th>途</th> <th>外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 屋上のコンクリート製機械基礎(盤用基礎を含む)</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 屋外のコンクリート製機械基礎(外灯の基礎を除く)(盤用基礎を含む)</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 コンクリート基礎上部の鋼製架台</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 屋内の床上機械基礎(建築図にあるものは仕上げとも建築)(盤用基礎を含む)</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 床下(ピット内)の機械基礎</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 機械基礎のアンカーボルト等の埋込(屋内屋外共、各関連工事)</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 二重スラブ内の連通管、通気管、人通路</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 各種地下水槽、ピット等のコンクリート躯体及び内部防水、断熱</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 マンホール、タラップ等の設置(躯体に取付くもの)</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 設備機器搬入用天井等のフック及び補強</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>11 屋内の排水溝、配管配線ピット及び各種ふたの製作取付け</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工事内容	建	空	衛	電	昇	別	適		築	調	生	気	降	途	外	1 屋上のコンクリート製機械基礎(盤用基礎を含む)	●							2 屋外のコンクリート製機械基礎(外灯の基礎を除く)(盤用基礎を含む)	●							3 コンクリート基礎上部の鋼製架台	●							4 屋内の床上機械基礎(建築図にあるものは仕上げとも建築)(盤用基礎を含む)	●	●	●	●	●			5 床下(ピット内)の機械基礎	●							6 機械基礎のアンカーボルト等の埋込(屋内屋外共、各関連工事)	●	●	●	●	●			7 二重スラブ内の連通管、通気管、人通路	●							8 各種地下水槽、ピット等のコンクリート躯体及び内部防水、断熱	●							9 マンホール、タラップ等の設置(躯体に取付くもの)	●							10 設備機器搬入用天井等のフック及び補強	●							11 屋内の排水溝、配管配線ピット及び各種ふたの製作取付け	●																																																																																																																						
工事内容	建	空	衛	電	昇	別	適																																																																																																																																																																																																																		
	築	調	生	気	降	途	外																																																																																																																																																																																																																		
1 屋上のコンクリート製機械基礎(盤用基礎を含む)	●																																																																																																																																																																																																																								
2 屋外のコンクリート製機械基礎(外灯の基礎を除く)(盤用基礎を含む)	●																																																																																																																																																																																																																								
3 コンクリート基礎上部の鋼製架台	●																																																																																																																																																																																																																								
4 屋内の床上機械基礎(建築図にあるものは仕上げとも建築)(盤用基礎を含む)	●	●	●	●	●																																																																																																																																																																																																																				
5 床下(ピット内)の機械基礎	●																																																																																																																																																																																																																								
6 機械基礎のアンカーボルト等の埋込(屋内屋外共、各関連工事)	●	●	●	●	●																																																																																																																																																																																																																				
7 二重スラブ内の連通管、通気管、人通路	●																																																																																																																																																																																																																								
8 各種地下水槽、ピット等のコンクリート躯体及び内部防水、断熱	●																																																																																																																																																																																																																								
9 マンホール、タラップ等の設置(躯体に取付くもの)	●																																																																																																																																																																																																																								
10 設備機器搬入用天井等のフック及び補強	●																																																																																																																																																																																																																								
11 屋内の排水溝、配管配線ピット及び各種ふたの製作取付け	●																																																																																																																																																																																																																								
4. 仕上げ関係工事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事内容</th> <th>建</th> <th>空</th> <th>衛</th> <th>電</th> <th>昇</th> <th>別</th> <th>適</th> </tr> <tr> <th></th> <th>築</th> <th>調</th> <th>生</th> <th>気</th> <th>降</th> <th>途</th> <th>外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 外壁に取付くガラリ・チャンバーの製作取付け</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 屋内に取付くガラリの製作取付け(図示による、ドアガラリは建築)</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 現場製作間仕切及び既製パーティション等への各種機械取付のための下地補強</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 AD、PS、EPS等の点検口又は扉の製作取付け</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 フリーアクセスフロアーの開口</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 換気扇取付用枠及びガラリの製作取付け(換気扇取付は空調)</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 防火戸及び防煙たれ壁用感知機連動装置及び制御盤並びに二次側電気工事(一次側は電気)</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 シャッター用二次側電気工事(一次側は電気)</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 ルーフドレーン、オーバーフロー管及び雨水排水管(建物外一次雨水樹接続迄)</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 雨水貯留槽等への流入雨水管及びオーバーフロー管</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>11 同上一次雨水樹以降、雨水樹及び埋設雨水排水管(公設樹接続まで)</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>12 煙突(内部ライニング及び点検口を含む)</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13 同上に接続する煙道製作取付け(各関連工事)</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>14 システム天井用設備プレート(各関連工事)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>15 設備機器類の取付く仕上げ材(石、金属等)の加工</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>16 機械室、電気室のかさ上げコンクリート及び床仕上げ</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>17 ユニットバス、ユニットトイレ等の出入口額縁及び吊り</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>18 コンクリートダクト及びその内部仕上げ</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工事内容	建	空	衛	電	昇	別	適		築	調	生	気	降	途	外	1 外壁に取付くガラリ・チャンバーの製作取付け	●							2 屋内に取付くガラリの製作取付け(図示による、ドアガラリは建築)	●	●						3 現場製作間仕切及び既製パーティション等への各種機械取付のための下地補強	●							4 AD、PS、EPS等の点検口又は扉の製作取付け	●							5 フリーアクセスフロアーの開口	●							6 換気扇取付用枠及びガラリの製作取付け(換気扇取付は空調)	●							7 防火戸及び防煙たれ壁用感知機連動装置及び制御盤並びに二次側電気工事(一次側は電気)	●							8 シャッター用二次側電気工事(一次側は電気)	●							9 ルーフドレーン、オーバーフロー管及び雨水排水管(建物外一次雨水樹接続迄)	●							10 雨水貯留槽等への流入雨水管及びオーバーフロー管	●							11 同上一次雨水樹以降、雨水樹及び埋設雨水排水管(公設樹接続まで)	●				○		○	12 煙突(内部ライニング及び点検口を含む)	●							13 同上に接続する煙道製作取付け(各関連工事)	●	●	○	○				14 システム天井用設備プレート(各関連工事)	○	○	○	○			●	15 設備機器類の取付く仕上げ材(石、金属等)の加工	●							16 機械室、電気室のかさ上げコンクリート及び床仕上げ	●							17 ユニットバス、ユニットトイレ等の出入口額縁及び吊り	●							18 コンクリートダクト及びその内部仕上げ	●																																																														
工事内容	建	空	衛	電	昇	別	適																																																																																																																																																																																																																		
	築	調	生	気	降	途	外																																																																																																																																																																																																																		
1 外壁に取付くガラリ・チャンバーの製作取付け	●																																																																																																																																																																																																																								
2 屋内に取付くガラリの製作取付け(図示による、ドアガラリは建築)	●	●																																																																																																																																																																																																																							
3 現場製作間仕切及び既製パーティション等への各種機械取付のための下地補強	●																																																																																																																																																																																																																								
4 AD、PS、EPS等の点検口又は扉の製作取付け	●																																																																																																																																																																																																																								
5 フリーアクセスフロアーの開口	●																																																																																																																																																																																																																								
6 換気扇取付用枠及びガラリの製作取付け(換気扇取付は空調)	●																																																																																																																																																																																																																								
7 防火戸及び防煙たれ壁用感知機連動装置及び制御盤並びに二次側電気工事(一次側は電気)	●																																																																																																																																																																																																																								
8 シャッター用二次側電気工事(一次側は電気)	●																																																																																																																																																																																																																								
9 ルーフドレーン、オーバーフロー管及び雨水排水管(建物外一次雨水樹接続迄)	●																																																																																																																																																																																																																								
10 雨水貯留槽等への流入雨水管及びオーバーフロー管	●																																																																																																																																																																																																																								
11 同上一次雨水樹以降、雨水樹及び埋設雨水排水管(公設樹接続まで)	●				○		○																																																																																																																																																																																																																		
12 煙突(内部ライニング及び点検口を含む)	●																																																																																																																																																																																																																								
13 同上に接続する煙道製作取付け(各関連工事)	●	●	○	○																																																																																																																																																																																																																					
14 システム天井用設備プレート(各関連工事)	○	○	○	○			●																																																																																																																																																																																																																		
15 設備機器類の取付く仕上げ材(石、金属等)の加工	●																																																																																																																																																																																																																								
16 機械室、電気室のかさ上げコンクリート及び床仕上げ	●																																																																																																																																																																																																																								
17 ユニットバス、ユニットトイレ等の出入口額縁及び吊り	●																																																																																																																																																																																																																								
18 コンクリートダクト及びその内部仕上げ	●																																																																																																																																																																																																																								
5. 設備関係工事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事内容</th> <th>建</th> <th>空</th> <th>衛</th> <th>電</th> <th>昇</th> <th>別</th> <th>適</th> </tr> <tr> <th></th> <th>築</th> <th>調</th> <th>生</th> <th>気</th> <th>降</th> <th>途</th> <th>外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 機械室、電気室等のかさ上げコンクリート及び床仕上げ</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 既製流し台、調理台、ガス台、吊戸棚、フード、洗面化粧台、及び造り付け各種台の製作取付け(トラップ類金物を含む、図示による)</td> <td>●</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 同上 給排水管、ガス管接続及び電源接続(図示による)</td> <td>●</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 厨房器具の製作取付け</td> <td>●</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 厨房器具への配管接続、フード取付け、ダクト接続(各関連工事)</td> <td>●</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 屋内に設置するグリーストラップ、ガソリントラップ用の躯体(防水共)</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 同上の本体及び内部装置(図示による)</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 ユニットバス、シャワーユニット、ユニットトイレ</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 同上機器への配管接続、ダクト接続及び電源接続(各関連工事)</td> <td>●</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 洗濯パン、温水洗浄便座、小便器個別感知洗浄、洗面手洗器自動水栓等製作取付け</td> <td>●</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>11 同上機器への配管接続及び電源接続(各関連工事)</td> <td>●</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>12 便所及び化粧室の大型鏡、棚、ベビーシート等(450×600以下の鏡は衛生)</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13 ベーパーホルダー、ベーパータオルホルダー、水石けん入れ等</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>14 ファンコイルユニット収納用ベリカウンターの製作取付け</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>15 同上 吹出口及びファンコイル用架台</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>16 同上 操作盤、配管配線及びスイッチ</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>17 ウェザーカバー(建築図にないもの、ペントキャップを含む)</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>18 排煙口及び煙感連動ダンパーの二次側電気工事(制御盤、非常電源共)</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>19 同上 制御盤迄の二次側電気工事</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>20 動力制御盤及び二次側電気工事</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>21 動力遠方操作用電気工事及び遠方操作盤(各関連工事)</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>22 消火栓ポンプ起動装置(移報器)及び表示灯回路</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>23 各種天井吊設備機器の吊補強(各関連工事)</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>24 各種設備機器、配管の耐震、防振、消音、安全対策等(各関連工事)</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>25 各種盤類取付けのための下地補強</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工事内容	建	空	衛	電	昇	別	適		築	調	生	気	降	途	外	1 機械室、電気室等のかさ上げコンクリート及び床仕上げ	●							2 既製流し台、調理台、ガス台、吊戸棚、フード、洗面化粧台、及び造り付け各種台の製作取付け(トラップ類金物を含む、図示による)	●		●					3 同上 給排水管、ガス管接続及び電源接続(図示による)	●		●					4 厨房器具の製作取付け	●		●					5 厨房器具への配管接続、フード取付け、ダクト接続(各関連工事)	●		●					6 屋内に設置するグリーストラップ、ガソリントラップ用の躯体(防水共)	●							7 同上の本体及び内部装置(図示による)	●							8 ユニットバス、シャワーユニット、ユニットトイレ	●							9 同上機器への配管接続、ダクト接続及び電源接続(各関連工事)	●		●					10 洗濯パン、温水洗浄便座、小便器個別感知洗浄、洗面手洗器自動水栓等製作取付け	●		●					11 同上機器への配管接続及び電源接続(各関連工事)	●		●					12 便所及び化粧室の大型鏡、棚、ベビーシート等(450×600以下の鏡は衛生)	●							13 ベーパーホルダー、ベーパータオルホルダー、水石けん入れ等	●							14 ファンコイルユニット収納用ベリカウンターの製作取付け	●							15 同上 吹出口及びファンコイル用架台	●							16 同上 操作盤、配管配線及びスイッチ	●							17 ウェザーカバー(建築図にないもの、ペントキャップを含む)	●							18 排煙口及び煙感連動ダンパーの二次側電気工事(制御盤、非常電源共)	●							19 同上 制御盤迄の二次側電気工事	●							20 動力制御盤及び二次側電気工事	●							21 動力遠方操作用電気工事及び遠方操作盤(各関連工事)	●							22 消火栓ポンプ起動装置(移報器)及び表示灯回路	●							23 各種天井吊設備機器の吊補強(各関連工事)	●							24 各種設備機器、配管の耐震、防振、消音、安全対策等(各関連工事)	●							25 各種盤類取付けのための下地補強	●						
工事内容	建	空	衛	電	昇	別	適																																																																																																																																																																																																																		
	築	調	生	気	降	途	外																																																																																																																																																																																																																		
1 機械室、電気室等のかさ上げコンクリート及び床仕上げ	●																																																																																																																																																																																																																								
2 既製流し台、調理台、ガス台、吊戸棚、フード、洗面化粧台、及び造り付け各種台の製作取付け(トラップ類金物を含む、図示による)	●		●																																																																																																																																																																																																																						
3 同上 給排水管、ガス管接続及び電源接続(図示による)	●		●																																																																																																																																																																																																																						
4 厨房器具の製作取付け	●		●																																																																																																																																																																																																																						
5 厨房器具への配管接続、フード取付け、ダクト接続(各関連工事)	●		●																																																																																																																																																																																																																						
6 屋内に設置するグリーストラップ、ガソリントラップ用の躯体(防水共)	●																																																																																																																																																																																																																								
7 同上の本体及び内部装置(図示による)	●																																																																																																																																																																																																																								
8 ユニットバス、シャワーユニット、ユニットトイレ	●																																																																																																																																																																																																																								
9 同上機器への配管接続、ダクト接続及び電源接続(各関連工事)	●		●																																																																																																																																																																																																																						
10 洗濯パン、温水洗浄便座、小便器個別感知洗浄、洗面手洗器自動水栓等製作取付け	●		●																																																																																																																																																																																																																						
11 同上機器への配管接続及び電源接続(各関連工事)	●		●																																																																																																																																																																																																																						
12 便所及び化粧室の大型鏡、棚、ベビーシート等(450×600以下の鏡は衛生)	●																																																																																																																																																																																																																								
13 ベーパーホルダー、ベーパータオルホルダー、水石けん入れ等	●																																																																																																																																																																																																																								
14 ファンコイルユニット収納用ベリカウンターの製作取付け	●																																																																																																																																																																																																																								
15 同上 吹出口及びファンコイル用架台	●																																																																																																																																																																																																																								
16 同上 操作盤、配管配線及びスイッチ	●																																																																																																																																																																																																																								
17 ウェザーカバー(建築図にないもの、ペントキャップを含む)	●																																																																																																																																																																																																																								
18 排煙口及び煙感連動ダンパーの二次側電気工事(制御盤、非常電源共)	●																																																																																																																																																																																																																								
19 同上 制御盤迄の二次側電気工事	●																																																																																																																																																																																																																								
20 動力制御盤及び二次側電気工事	●																																																																																																																																																																																																																								
21 動力遠方操作用電気工事及び遠方操作盤(各関連工事)	●																																																																																																																																																																																																																								
22 消火栓ポンプ起動装置(移報器)及び表示灯回路	●																																																																																																																																																																																																																								
23 各種天井吊設備機器の吊補強(各関連工事)	●																																																																																																																																																																																																																								
24 各種設備機器、配管の耐震、防振、消音、安全対策等(各関連工事)	●																																																																																																																																																																																																																								
25 各種盤類取付けのための下地補強	●																																																																																																																																																																																																																								

工事内容	建	空	衛	電	昇	別	適
	築	調	生	気	降	途	外
26 各種設備機器搬入口の仮設及び復旧	●						
27 屋外屋内設備機器点検架台(躯体基礎及び取付け用鋼材を含む)	●						
28 屋外屋内設備機器架台(各関連工事)(各種機器附属の専用架台)	●	●	●				
29 看板、サイン類の一次側電気工事	●						
30 消火器	●		○				●
31 同上の収納ボックス(図示による)	●		●				●

工事内容	建	空	衛	電	昇	別	適
	築	調	生	気	降	途	外
1 エレベーター出入口扉、三方枠、幕板、敷居の製作取付け	●						●
2 同上 扉、インジケーター、押ボタン等の開口(モルタル詰は昇降)	●						●
3 同上 ピット内防水及び排水(排水は衛生)	●						●
4 同上 シャフト内点検用タラップ	●						●
5 同上 シャフト内耐火処理	●						●
6 同上 通過階のあるときの非常口扉	●						●
7 同上 機械室ベーム	●						●
8 同上 機械室床開口、かさ上げコンクリート、配線用ピット、ふた及び床仕上げ	●						●
9 同上 シャフト内中間ベーム、ブラケット、レール等	●						●
10 同上 シャフト内ブラケット支持用ベースプレート取付け(柔構造の場合)	●						●
11 同上 三方枠、扉のシャフト側補強用下地金物取付け。敷居持出し用下地金物取付け。中間ベーム取付け(柔構造の場合)	●						●
12 同上 機械搬入口の仮設、復旧及び天井吊フック、補強	●						●
13 同上 機械室照明、コンセント及びシャフト内コンセント	●						●
14 同上 機械室電源盤の一次側電気工事(二次側は昇降)	●						●
15 同上 シャフト外の遠方操作又は警報監視用電気工事	●						●

工事内容	建	空	衛	電	昇	別	適
	築	調	生	気	降	途	外
1 コンクリート造の各種水槽、マンホール躯体及び抗(ハンドホールを含む)	●						○
2 同上(化粧蓋の仕上げ)	●						○
3 コンクリート造のし尿浄化槽の躯体及び抗	●						○
4 同上の内部仕上げ(建具、階段、手すり、タラップ、グレーチング等は建築)	●						○
5 機械駐車設備本体、基礎及び抗	○						○
6 同上 制御盤及び二次側電気工事	○						○
7 同上の一次側電気工事	○						○
8 自動車(車路)管制装置	○						○
9 清掃用ゴンドラの本体及び走行レール	○						○
10 同上の基礎及び架台	○						○
11 舞台装置	●						○

工事内容	建	空	衛	電	昇	別	適
	築	調	生	気	降	途	外
1 工事用電力引込工事	●						
2 工事用電力料金(引込負担金、基本料金、使用料金)	●						
3 本設電力引込負担金	●						
4 本設受電後引渡しまでの基本料金	●						●
5 本設受電後引渡しまでの使用料金	●						●
6 電気設備工事着工から本設受電までの電気主任技術者の選任及び費用	●						●
7 本設受電後から竣工までの電気主任技術者の選任及び費用	●						●

工事内容	建	空	衛	電	昇	別	適
	築	調	生	気	降	途	外
8 工事用上水道引込接続工事	●						
9 工事用上水道料金(引込負担金、基本料金、使用料金)	●						
10 本設上水道引込接続工事(引込接続負担金加入金)	●						●
11 本設下水道負担金、加入金(○加入金なし)	●						○
12 本設後引渡しまでの基本料金、使用料金	●						●
13 境内汲み上げ排水処理	●						●

工事内容	建	空	衛	電	昇	別	適
	築	調	生	気	降	途	外
14 本設LPガス引込負担金(○負担金なし)	○						○
15 空調用試運転の基本料金、使用料金	○						○
16 厨房器具、給湯用試運転の基本料金、使用料金	○						○
17 コージェネ用試運転の基本料金、使用料金	○						○
18 本設後引渡しまでの基本料金、使用料金	○						○

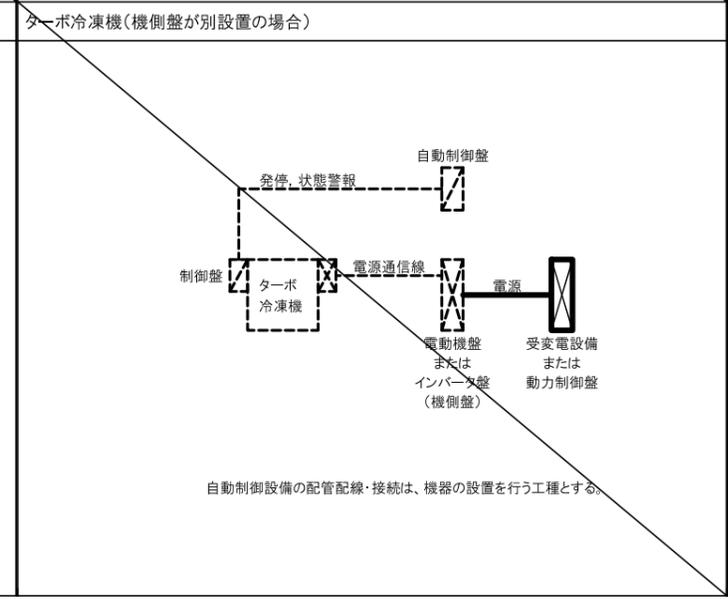
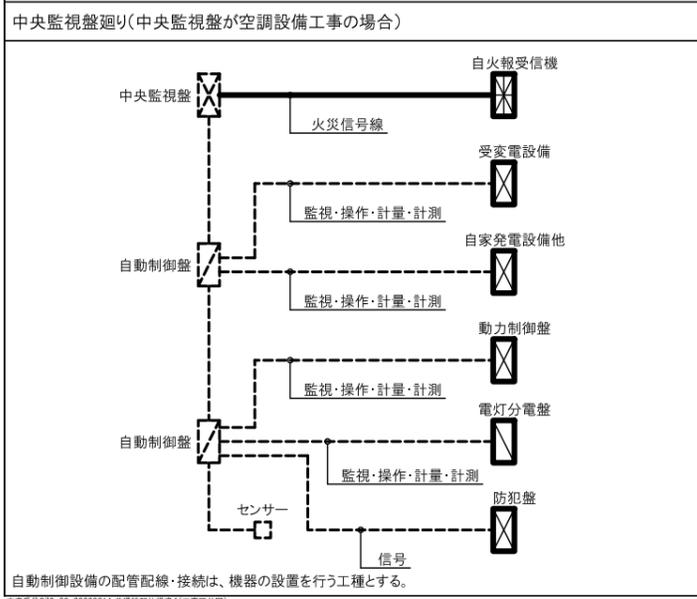
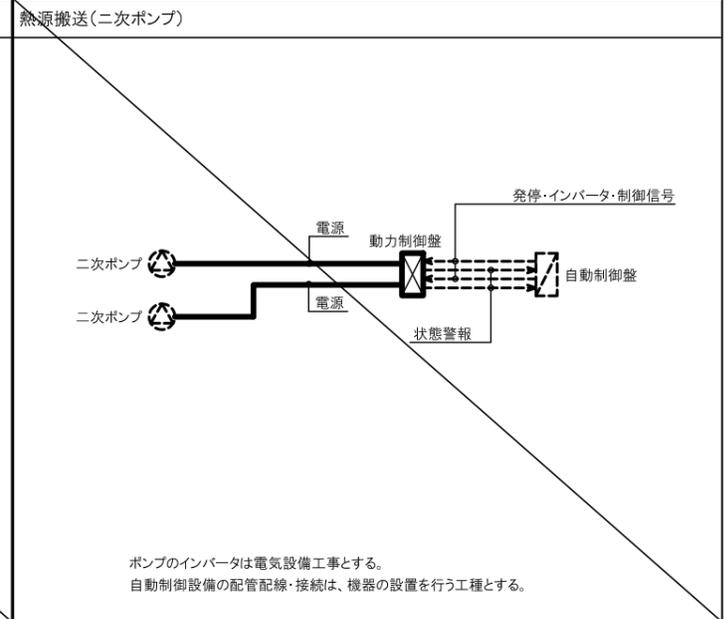
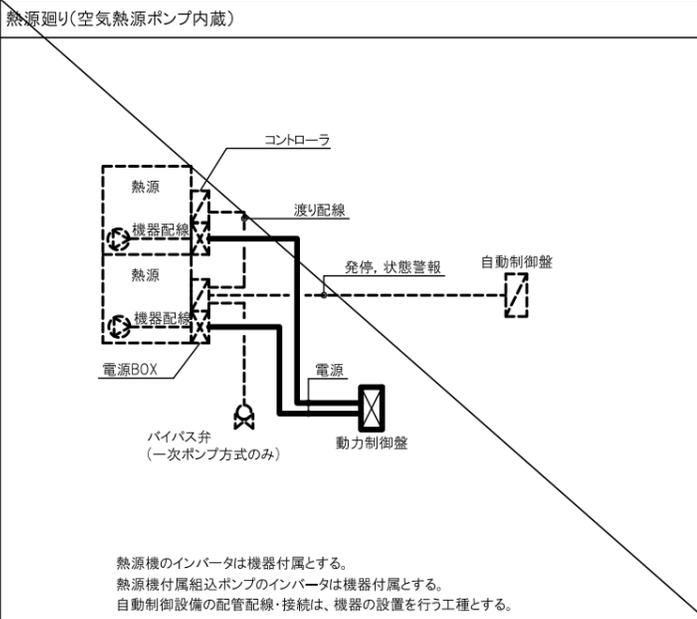
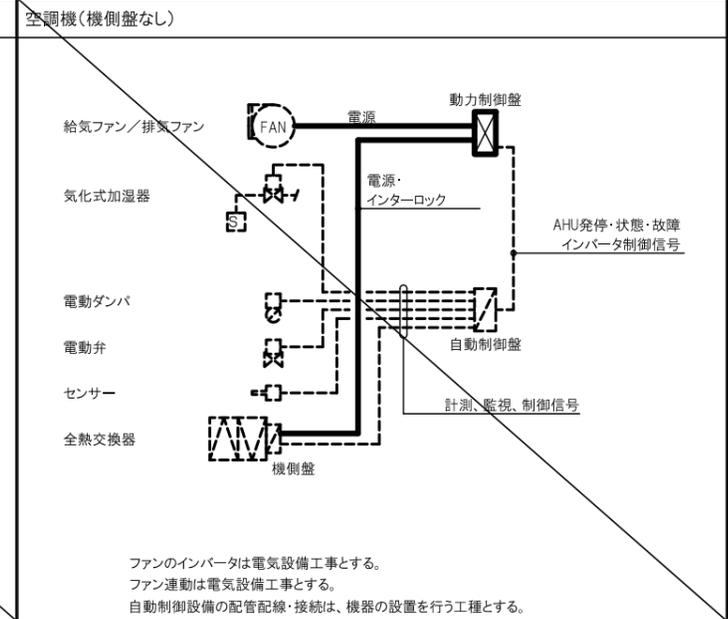
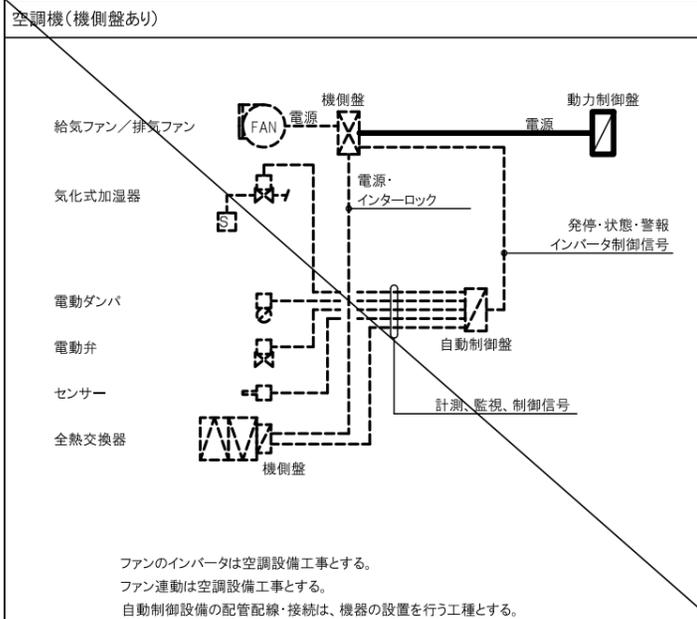
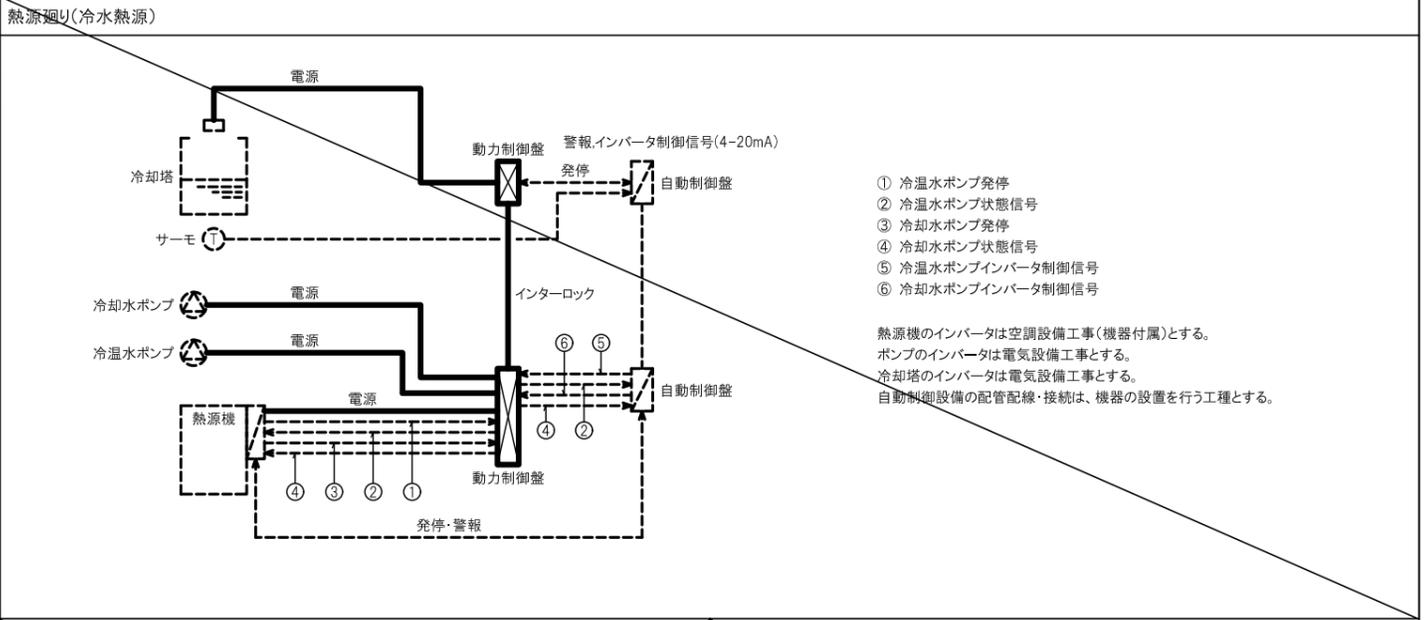
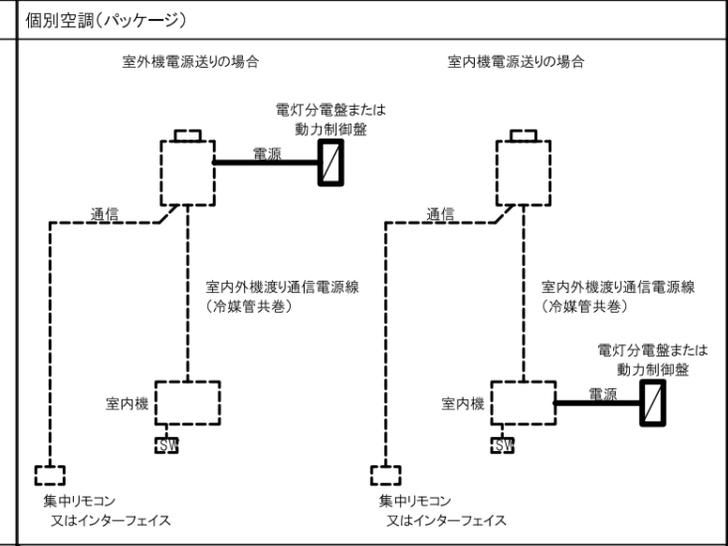
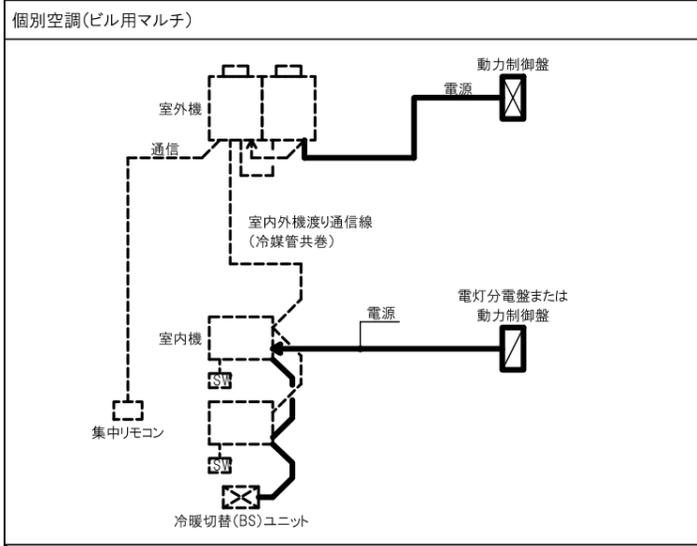
工事内容	本	別	適	備考
	工	途	用	
	事	外	外	
1 什器・備品	○	●	○	
2 可動家具	○	●	○	
3 固定家具	●	○	○	設計図による
4 黒板・白板	○	○	○	設計図による
5 掲示板	○	○	○	
6 カーテン	○	○	○	
7 カーテンレール	○	○	○	
8 ブラインド	○	○	○	
9 暗幕	○	○	○	
10 マット類	○	○	○	
11 郵便受	○	○	○	
12 サイン工事	○	○	○	
13 パーティション	○	○	○	
14 スライディングウォール	○	○	○	
15 映写スクリーン	○	○	○	
16 金庫扉・書庫扉	○	○	○	
17 搬送設備	○	○	○	
18 避難器具	○	○	○	
19 メンテナンスラダー	○	○	○	
20 外構工事	○	○	○	
21 駐輪設備	○	○	○	
22 屋外サイン工事	○	○	○	
23 敷地造成工事	○	○	○	
24				

工事内容	本	別	適	備考
	工	途	用	
	事	外	外	
1 既設建物	○	○	○	
2 基礎	○	○	○	
3 埋設物	○	○	○	
4 工作物	○	○	○	
5 樹木	○	○	○	

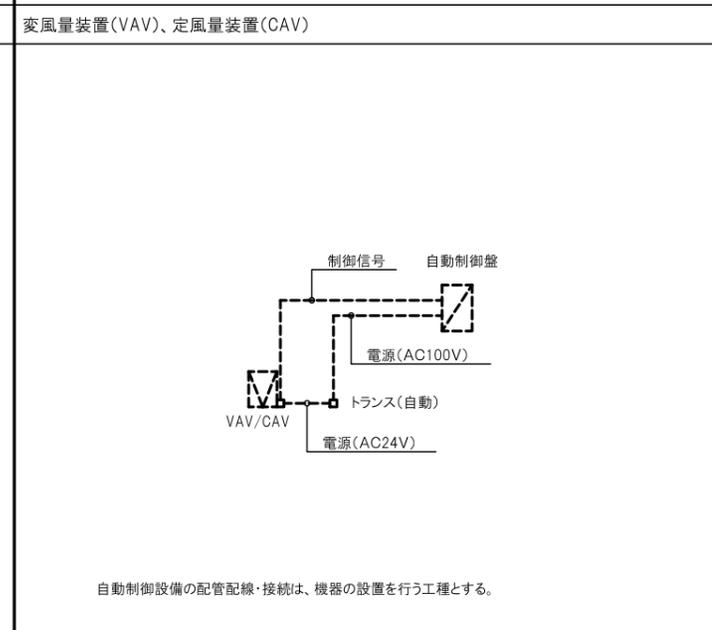
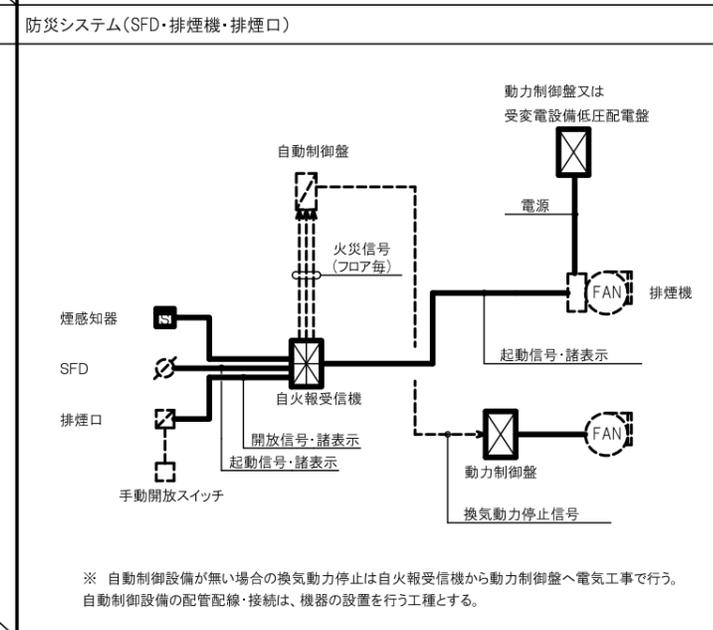
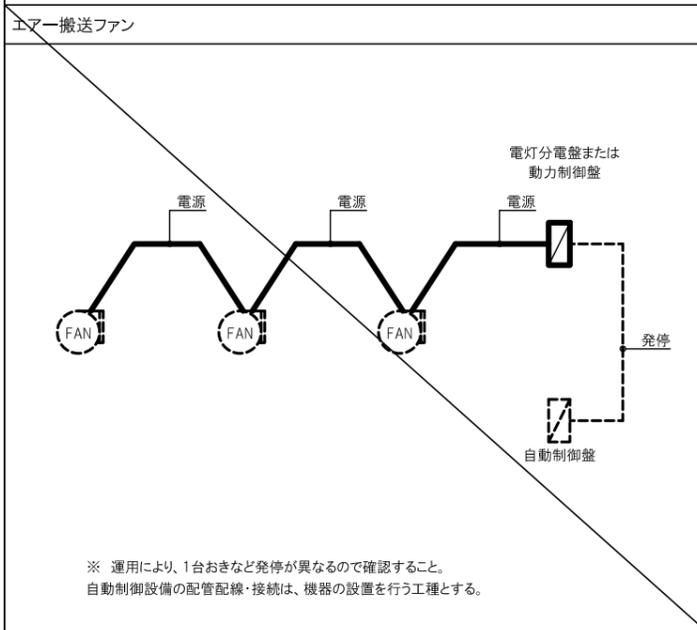
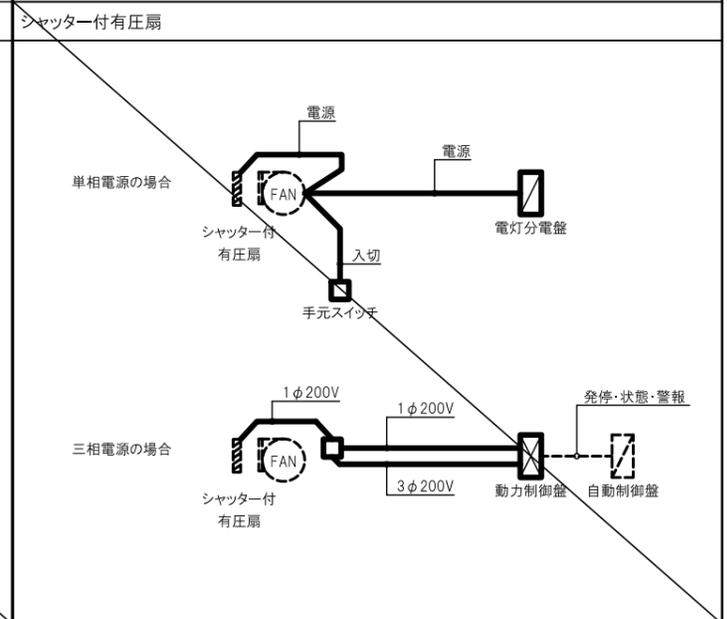
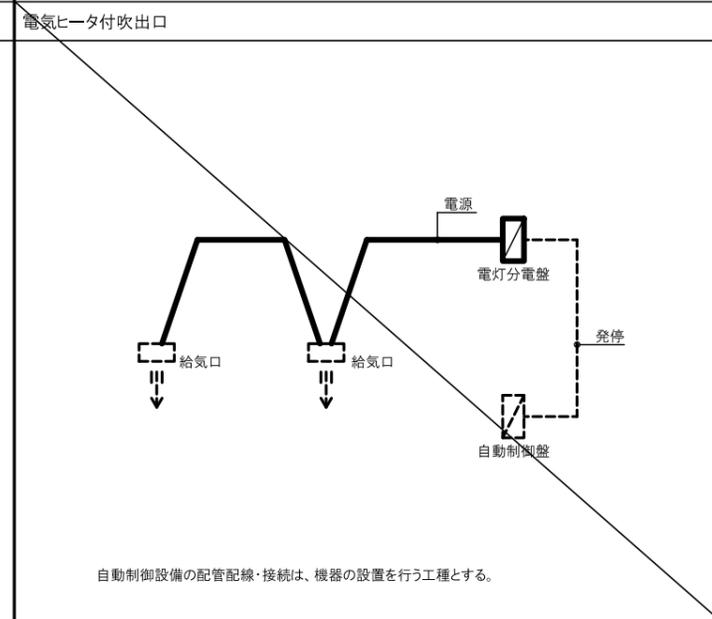
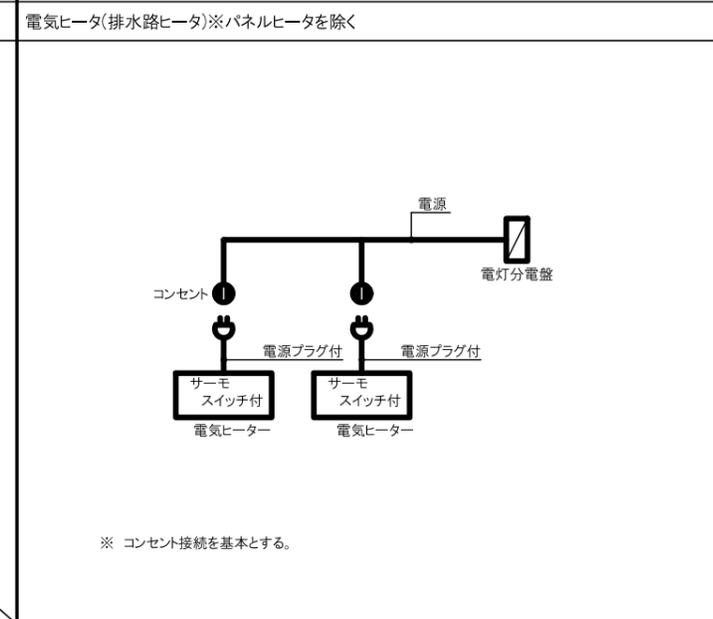
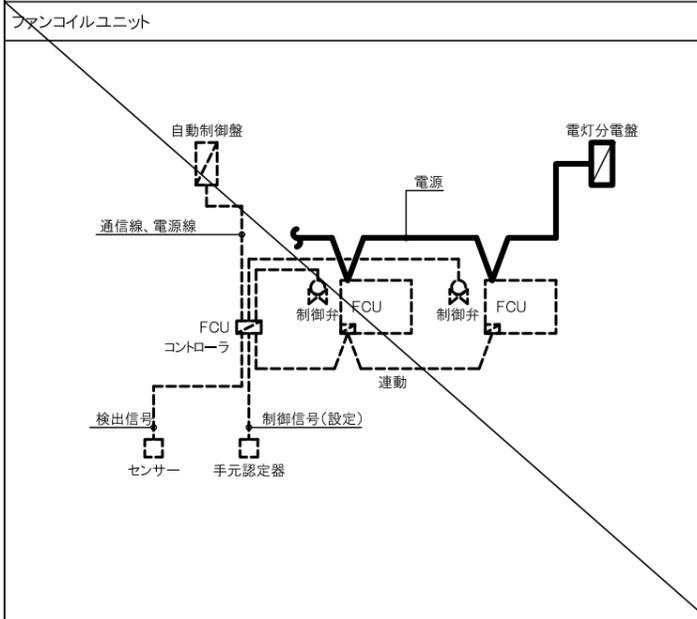
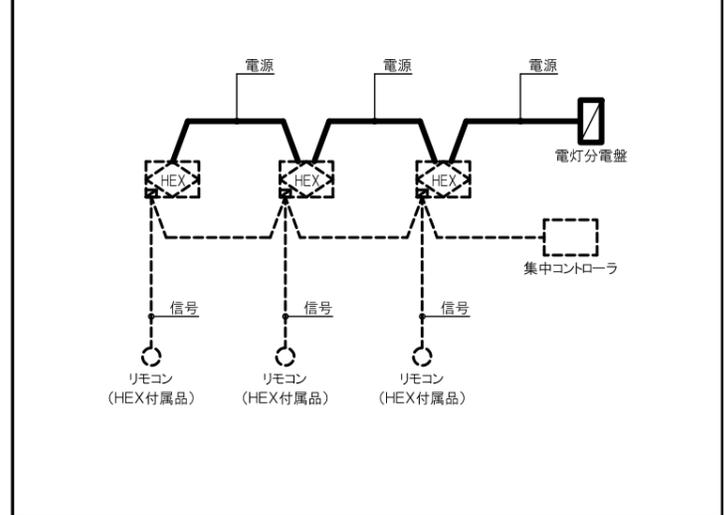
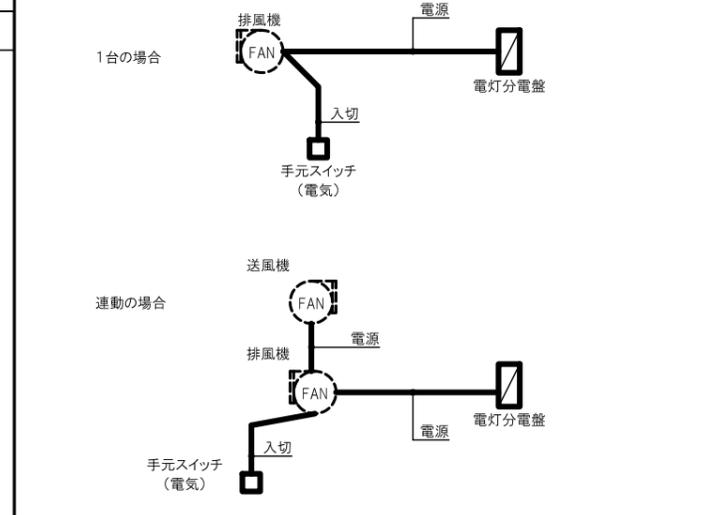
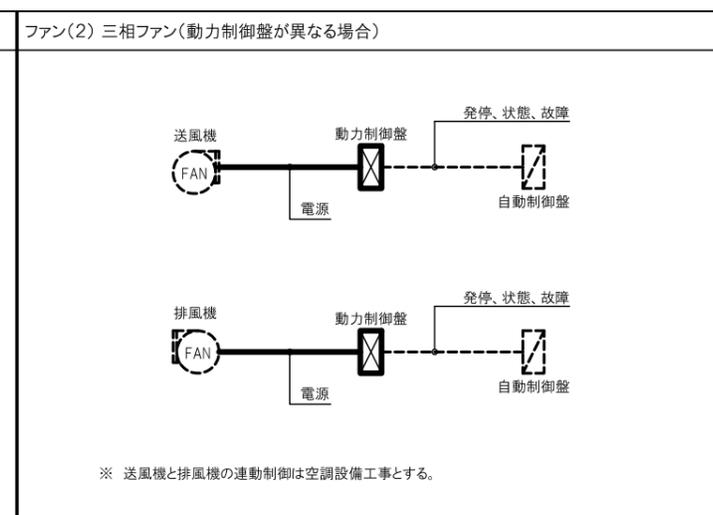
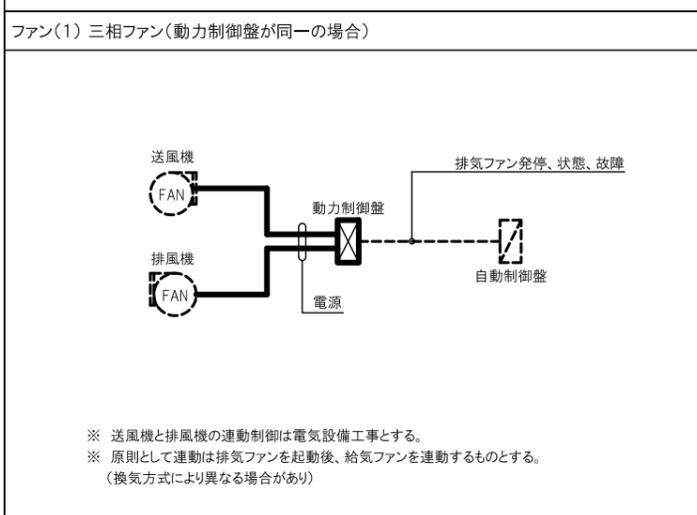
工事内容	本	別	適	備考
	工	途	用	
	事	外	外	
1 既設建物	○	○	○	
2 工作物	○	○	○	
3 樹木	○	○	○	
4 電柱支線移設	○	○	○	
5 道路切下	○	○	○	
6 道路樹木	○	○	○	
7 公共工作物	○	○	○	
8 駐車場等	○	○	○	

工事内容	本	別	適	備考
	工	途	用	
	事	外	外	
1 電波障害	○	○	○	タワークレーンを利用する場合
2 風害	○	○	○	
3 地質調査	○	○	○	

工事区分図(電気設備工事-空調設備工事)

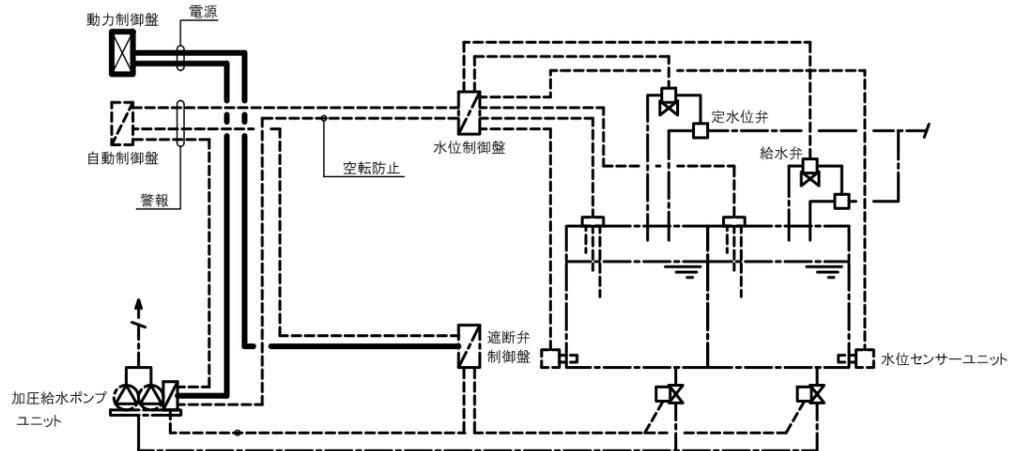


工事区分図(電気設備工事-空調設備工事)



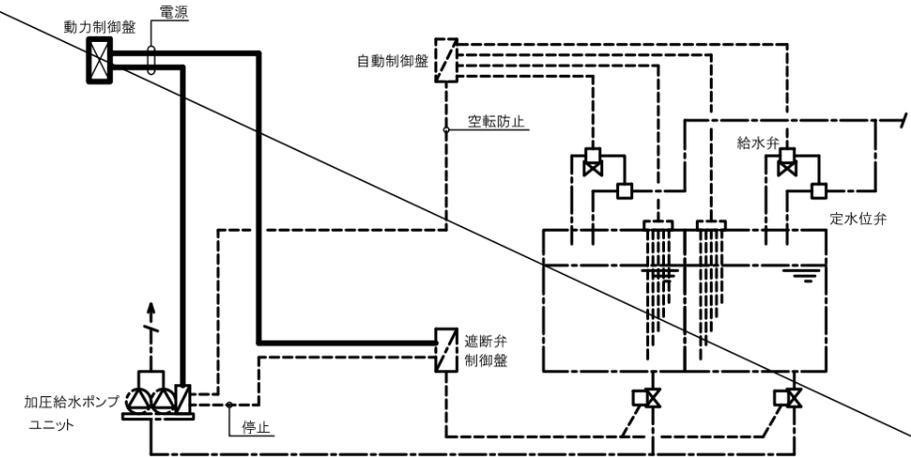


受水槽廻り(加圧給水方式)センサー付き



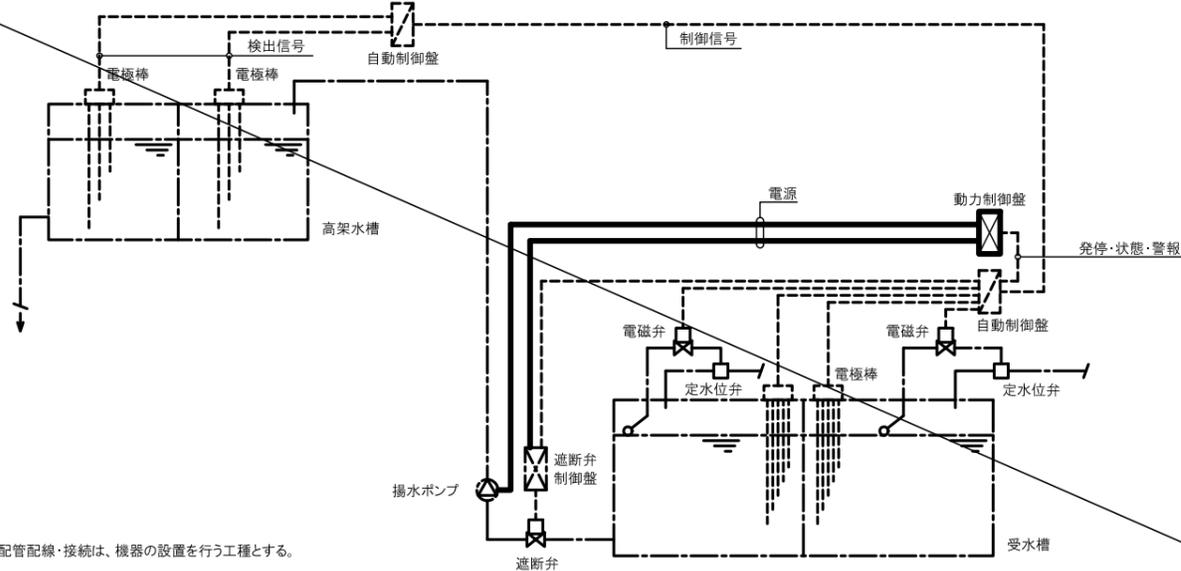
◇自動制御設備の配管配線・接続は、機器の設置を行う工種とする。

受水槽廻り(加圧給水方式)電極式



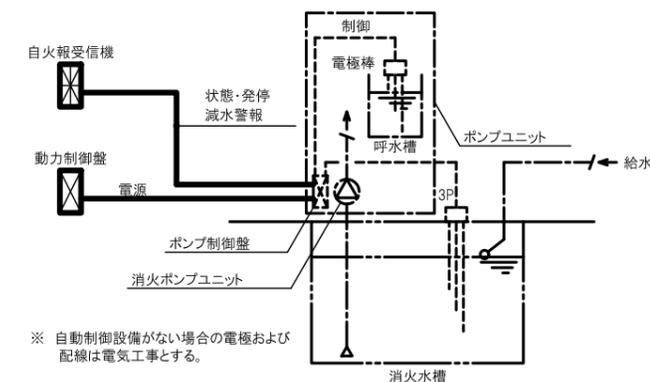
◇自動制御設備の配管配線・接続は、機器の設置を行う工種とする。

受水槽廻り(高架水槽方式)



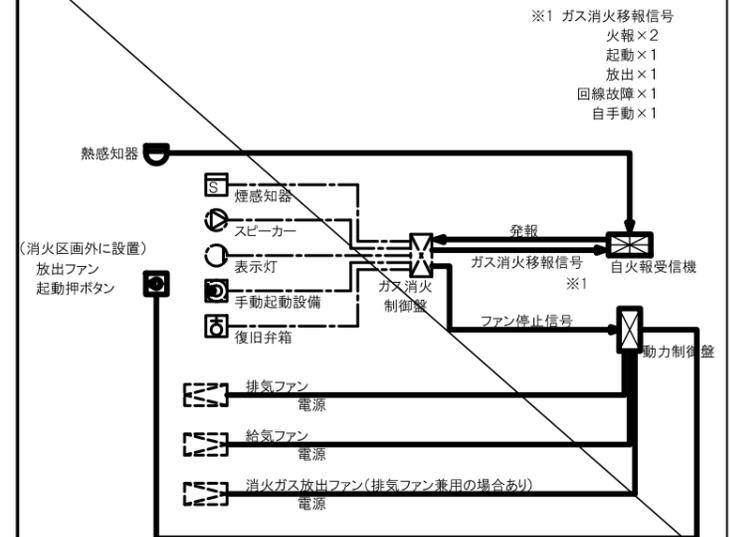
◇自動制御設備の配管配線・接続は、機器の設置を行う工種とする。

消火ポンプユニット廻り

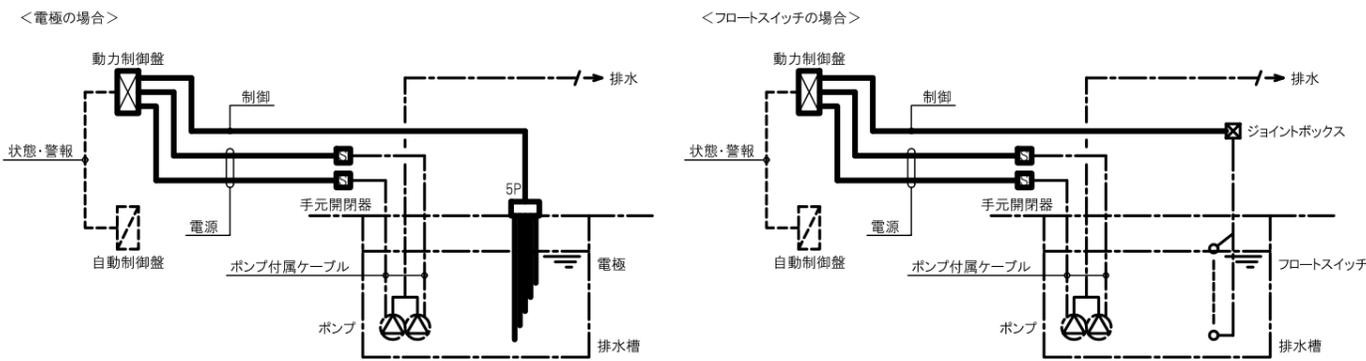


※ 自動制御設備がない場合の電極および配線は電気工事とする。

セキュリティルーム・機械室 ガス消火工事



排水ポンプ廻り(湧水槽・雑排水槽)

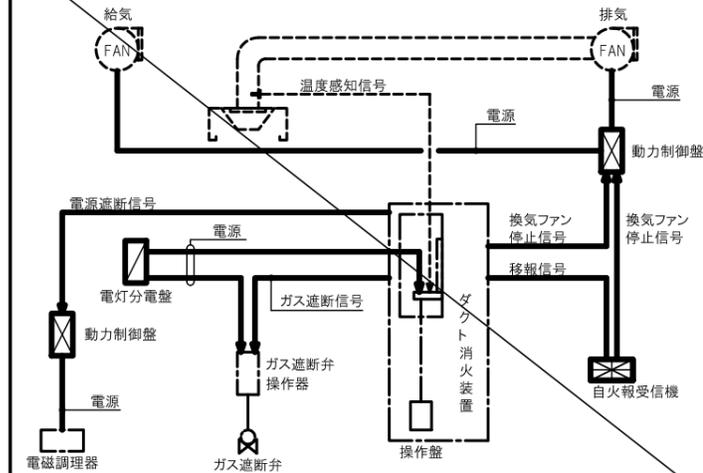


※ 水位については衛生工事より提示する。

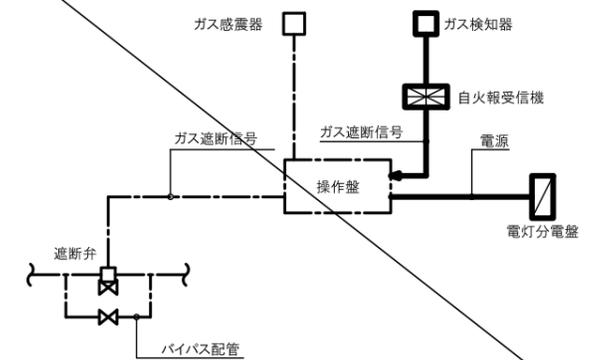
※ 自動制御設備がない場合の警報は電気工事とする。

ポンプ付属ケーブルは衛生設備工事支給とする。

ダクトフード消火



ガス緊急遮断弁



訂正	

作成 岩手県立宮古商工高等学校及び岩手県立宮古水産高等学校 校舎新築(電気設備)工事	図面番号 共通特記仕様書-6	図面種別 A1版 NS A3版 NS	図面番号 CS-007
--	-------------------	--------------------------	----------------

電気設備工事 特記仕様書						
1. 工事概要						
1. 工事場所 宮古市磯崎三丁目9番1ほか						
2. 建物概要						
建物名称	構造	階数		延面積(m ²)	消防法施行令別表第1の区分	備考
		地上	地下			
校舎棟	RC造	4		16,847.70	7項	

3. 工事項目 (●印の付いたものを適用する。)										
工事項目	建物別	校舎棟	駐輪場	第一体育館	柔剣道場	第二体育館	プール(特設)	ミニハウス	リソウナ	備 考
●電 灯 設 備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
●動 力 設 備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
○電気自動車用充電設備										
●電 熱 設 備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
●雷 保 護 設 備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
●受 変 電 設 備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
○電力貯蔵設備										
●発 電 設 備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
●構内情報通信設備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
●構内交換設備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
●情報表示設備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
●映像・音響設備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
●拡 声 設 備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
●誘導支援設備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
●テレビ共同受信設備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
○監視カメラ設備										
○駐車管理設備										
○防犯・入退室管理設備										
●火災報知設備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
○中央監視制御設備										
●構内配電線路	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
●構内通信線路	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
○電源障害調査										
○建築工事										
○機械設備工事										

4. 指定部分 ●なし
○あり 範囲:

- II. 工事仕様
1. 共通仕様
- (1) 図面及び本特記仕様に記載されていない事項は、国土交通大臣官庁官庁審判部制定の下記仕様書等のうち、●印が付いたものを適用する。
- 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事情編)(最新版)(以下「標準仕様書」という。)
 - 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事情編)(最新版)(以下「改修標準仕様書」という。)
 - 公共建築設備工事標準準則(電気設備工事情編)(最新版)(以下「標準準則」という。)
- (2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。なお、機械設備工事の特記仕様書は() 〇 図、建築工事の特記仕様書は() 〇 図による。
2. 特記仕様
- 印の付いたものを適用し、○印の付いたものは適用しない。

章	項目	特記事項
一般共通事項	○ 適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ○ 風圧力 風速(V ₀)= 30 () 地面粗度区分() ○ 積雪荷重 建設省告示第1455号における区域 別表()
	● 電気工作物保安規定	電気主任技術者の自家用電気工作物保安規程を適用する。
	● 電気工事士	最大電力500kW以上の場合においても、第1種電気工事士により施工を行う。
	● 材料・機材の品質等	(1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 (2) 下表に機材名が記載された製造業者等は、次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承認を受ける。 ただし、製造者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ① 品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ② 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③ 安定的な供給が可能であること。 ④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥ 販売、保守等々の営業体制を整えていること。
	機材名	製造業者等名
	LED照明器具(一般屋内用に限る)	
	照明制御装置	
	可変電動機用インバータ装置	
	分電盤	
	制御盤	
	キュービクル式配電盤	
	高圧スイッチギア(0型)	
	高圧スイッチギア(P型)	
	高圧交流遮断器	
	高圧変圧器(特定機器)	
	高圧連相コンデンサ	
	高圧保護リレー	
	高圧負荷開閉器	
	直流電源装置、交流無停電電源装置	
	太陽光発電装置(パワーコンディショナ及び系統連系保護装置)	
	監視カメラ装置	
	中央監視制御装置	

- 環境への配慮
- 一 般 共 通 事 項
- (1) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和7年1月閣議決定)」による特定調達品目の場合には判断の基準等を満たすものとする。
- (2) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。
- ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発生が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
 - ② 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
 - ③ 接着剤は、可塑剤(フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含む)しない揮発性の可塑剤を除く)が添加されていない材料を使用する。
 - ④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発生が極めて少ない材料を使用したものとする。
- (3) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。
- ① 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
 - ② 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
 - ③ 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
 - ④ 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

施工範囲 図面に特記なき場合は、「工事区分表」による。
耐震措置の計算及び施工方法は、次に示す事項以外、すべて建築設備耐震設計・施工指針(独立行政法人建築研究所 監修2014年版)による。

- (1) 設計用水平地震力
機器の重量[kN]に、設計用水平震度を乗じたものとする。
なお、特記なき場合は、設計用標準水平震度は、次による。
設計用標準水平震度

	機器種別	● 特定の施設		○ 一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
屋上及び塔屋	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
中間階	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
地階・1階	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

・上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。
・中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの
・水槽類とは、燃料小出し槽を含む。
・重要機器は次のものを示す。

- 動力盤
- 交流無停電電源装置
- 中央監視装置
- 発電装置(防災用)
- 交換機
- パワーコンディショナ
- 直流電源装置
- 自動火災報知受信機
- 記録器、各種記録器、防炎材、防汚材

- (2) 設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

- (建築工事の部) 特記仕様書による。
- 建築職員事務所
- 設ける。(規模及び仕上りの程度、設置する備品等の種類及び数量は工事補足説明事項書による。)
 - 設けない。
 - 足場その他
 - 別契約の関係受注者が設置したものは無償で使用できる。
 - 本工事で設置する。
- 足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」における2の(2)手すり設置方式又は(3)手すり専用足場方式により行う。
- 内部足場 種別 ○ A種 ○ B種 ○ C種 ○ D種 ○ E種
○ F種 ○ G種
○ 外部足場 種別 ○ A種 ○ B種 ○ C種 ○ D種 ○ E種
○ F種
- 防振シート ● ○ 設置する ○ 設置しない
- 材料、撤去材等の運搬方法(建築工事編 2.2.1表 2.2.2による。)
- 仮設間仕切り 種別 ○ A種 ○ B種 ○ C種
- 仮設部分の養生 ● 行う ● (ビニール等 ○) 〇 行わない

書類名	製本仕様	規格	部数	備考
● 完成図書	● 市販ファイル(表紙の色は指定とする)	● A4判	● 1	設計・施工関係者一覧表、緊急連絡先一覧表、完成図(修正設計図)、施設図、機器完成図、機器取扱説明書、試験成績書(工場試験・現地試験)、出荷証明書、品質証明書、規格証明書、保証書(施工・機器等を含む一括保証)、官公署届出書類等、備品リスト(鍵・予備品等)、産業廃棄物処理関係書類(発生材票書、委託契約書等)、許認可等、マニフェスト・B2・D・E(異等し等)を一指(インダゴ)製本とする。なお、一枚の厚さは10mm程度とする。
● 完成図(修正設計図)	● 二つ折り製本	● A2判	● 2	A 1判二つ折り
● 施工図(完成図と合冊)	● 二つ折り製本	● A2判	● 2	A 3判二つ折り
● 官公署届出書類	● 市販ファイル	● A4判	● 1	A 3判二つ折り
● 完成写真	● 市販ファイル	● A4判	● 1	消防署、水道局、電力会社等(副本は原本、届出は写し)
● 工事写真	● 市販ファイル	● A4判	● 1	登録工事写真撮影要領(国土交通大臣官庁官庁官庁審判部)による
● 保守管理案内書	● 市販ファイル	● A4判	● 2	日常保守管理案内書(使用者が容易に理解できるもの)
● 工事関係書類	● 市販ファイル	● A4判	● 1	施工体制台帳・体系図、注文書・注文書等写し、追継金請求等への加入状況がわかる書類の写し、材料収領(監督職員または補助監督員が押印したもの)、会議議事録、工事打合簿(監督職員押印のもの)等
● 電子納品	● CD-RまたはDVD-R	● 2	● 2	完成図(修正設計図)及び施工図のCADデータ(元データ、JWJ、DXF、PDF等)完成写真、工事写真のデータ(PDF、PDF等)機器完成図、機器取扱説明書のデータ(PDF等)その他監督職員が指示するもの ※「岩手県電子納品ガイドライン」による。

書類名	製本仕様	規格	部数	備考
● タンブラスリット	● アルミ製	○ 樹脂製		
● OA-フロア用配線器具の蓋				
● 人感センサー用プレート				
● カネコフック付きモニター				
● LED照明器具				
● 照度測定試験				

- 一 般 共 通 事 項
- アスベスト含有製品調査
- 埋戻し及び盛土
- 電源周波数
- はつり
- 非破壊検査
- あと施工アンカー
- 撤去跡の補修
- 既存施設等の復旧
- 再使用品の清掃等
- 既存壁の改修
- 総合調整
- 保温、結露防止
- 合成樹脂製可とう管
- 電線本数、管路など
- 電線・ケーブル
- 厚鋼電線管
- インサート
- 呼び線
- フラッシュプレート
- プロアプレート
- 発電機回路用コンセント
- 接地極の種類及び位置表示
- 塗装
- 機器取付高さ
- 保険
- 経年検査

- イ) 撤去機器、器具等についてアスベスト含有製品調査を行い、監督職員に報告する。
調査範囲 ()
調査方法 (● 型番確認のため、製造者ヒアリング ())
○ 下記のアスベスト含有製品の定性分析調査を行うものとし、採取部位及びサンプル数は監督職員と協議する。
なお、調査にかかる費用は、○ 本工事 ● 別途 とする。
○ 種別 ○ 楔切り土
○ A種 ○ B種 (ただし、コンクリート管以外の管の周囲は山砂の類)
- 50Hz
はつり工事は、事前に走査式埋設物調査を行い、監督職員に報告する。
- イ) 放射線透過検査等による埋設物の調査
○ 範囲は監督職員の指示によるものとし、費用は別途とする。
- イ) あと施工アンカー 接着系アンカー (接着剤(有機系))
金属拡張系アンカー (本体打込み式)
- ロ) 試験 性能確認試験 ○ 行わない ● 行う
施工後確認試験 ● 行う ○ 行わない
- 機器撤去後の天井、壁及び床等の補修は既存仕上げと同等の補修とする。
施工に際し既存設備、施設等に損害を及ぼした場合は、原状に復旧する。
- イ) 屋外機器及び屋外の配管に使用する支持金物(ボルト類)はステンレス製(SUS304)とし、屋外機器のアンカーボルトのナットにはナットキャップ(樹脂製)を取り付ける。
ロ) 振動を伴う機器の支持金物のナットはダブルナットとする。
再使用する機器類は現場内で清掃の上、絶縁抵抗を測定して取り付ける
- 下笠屋根の改修等は、製造者等による作業とする。
○ 分電盤 ○ 制御盤 ○ 受変電盤 ○ 引込開閉器盤
○ 盛類の改修後は下記資料を監督職員に提出する。
○ システム機能動作確認書 ○ 事前機能確認書 ○ 試験、調整確認書
- 盛類の工事完了後に、単線結線図の更新を行う。
- 各機器の個別運転後に下記総合調整を行い、機能確認報告書を監督職員に提出する。
● 照明装置 ○ 受変電設備 ○ 直流電源装置 ○ 交流無停電電源装置
○ 構内交換設備 ○ 構内情報通信網設備 ○ 監視カメラ設備
- 外部に面する壁、天井で建築工事でP.F.板(スタイロホーム等)打ち込み箇所に取り付ける位置ボックスなどは保温、結露防止の処理を行う。
合成樹脂製可とう管はP.F.管(一重管)とし、温度による分類はタイプ-25とする。
- 分電盤、制御盤、端子箱などの2次側以降の配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは、監督職員の承認を受けて、変更してもさしつかえない。
- 新設する電線類は、図面に「EM-OO」の記載がなくとも、EM電線、EMケーブルを使用する。
- 屋外で使用する厚鋼電線管のうち特記のないものは「内外面溶融亜鉛めっき(めっき付着量300g/m²以上)」仕上とする。
床版で断熱材打ち込み部分は、断熱材用インサートとする。

- 長さ1m以上の入線しない管路には、1.2mm以上の樹脂被覆鉄線管を挿入する。
● 鋼製(ステンレス、新金属も含む) ○ 樹脂製
○ 鋼合金製 水平調整付プレート(空転防止リング付)とする。
○ アルミ製
- 発電機回路に接続されるコンセントは、回路種別が識別できるものとする。
- 図面に特記なき場合は、表1「接地極一覧表」による。
- 居室に設置する分電盤は指定色塗装を施す。
○ 下記配管に使用する、外面めっき電線管の露出配管には塗装を施す。
(○ 居室 ○ 外壁 ○)
- 図面に特記なき場合は、表2「機器取付高さ」による。ただし、表によりがたい場合は監督職員と協議する。
本工事の受注者は、工事期間中、工事目的物及び工事資材(支給材料を含む)に対して、下記により保険等に加入し、その証書の写しを監督職員に提出する。
(1) 加入する保険
受注者は、工事の内容により、建設工事保険、火災保険、組立保険等のうち、1以上の保険に加入する。
(2) 保険金
原則として補償金額とし、保険等に必要一切の費用は受注者の負担とする
(3) 保険の期間
原則として工事着工日から工事完成30日後までとする。
(4) 保険契約の変更
保険契約締結後に補償金額の変更又は工期延長等があった場合は、相応の保険契約を変更すること。
(5) 保険証券等の提出
保険契約を締結(変更を含む)した場合は、当該保険証券等の写しを監督職員に提出すること。

- あり (12ヶ月目) ○ なし
完成引渡し後、経年検査を行う。検査結果、不具合が認められた場合は、受注者の責において対応するもの。この費用においては受注者が負担するもの。
- タンブラスリット
- OA-フロア用配線器具の蓋
- 人感センサー用プレート
- カネコフック付きモニター
- LED照明器具
- 照度測定試験

- 一 般 共 通 事 項
- タンブラスリット
- OA-フロア用配線器具の蓋
- 人感センサー用プレート
- カネコフック付きモニター
- LED照明器具
- 照度測定試験

各設備		● 分電盤		○ 埋込形分電盤からの立上り予備配管は、予備の配線用遮断器4個以下の場合(PF22)を1本、5個以上の場合(PF22)を2本、天井まで立上げる。					
● 動力設備		○ 分電盤の分岐回路に使用する配線用遮断器及び漏電遮断器は、JIS協約形の1Pサイズ(100V2P1E、200V2P2E)とする。		制御盤等で配管ボンドとなる負荷には接地端子を設けない、					
● インバータ装置の規約効率		三相可変速運転用インバータ装置の規約効率は、次の値以上とする。		三可変速運転用インバータ装置の規約効率は、次の値以上とする。					
		電動機出力(kW)	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5
		規約効率(%)	86.0	88.5	92.0	93.0	94.0	94.0	94.5
		電動機出力(kW)	11.0	15.0	18.5	22.0	30.0	37.0	45.0
		規約効率(%)	94.5	95.0	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5

備考
(1) 規約効率は、JEM-TR245「汎用インバータの規約効率」により算出した値とする。
(2) 規約効率は、JIS C 4212「高効率低圧三相可変速電動機」の定格電圧200V、1P4V、6極50Hzの電動機を駆動した時の値とする。
○標準仕様書の受償調査を行う。(チャンネル数)

工事内容		● 工事内容	
● 工事内容		・建物新築に伴う、電気設備工事 一式 ・別棟改修に伴う、電気設備工事 一式 ・その他、電気設備工事 一式	

表1「接地極一覧表」
接地極の種類は下記を標準とし、EBの長さは1,500mmとする。ただし、D=10は1,000mm、W=30は1,200mmとする。又、絞込機器及び屋外用接地極の埋設極は不要とする。

種別	記号	接地抵抗	接地極の規格、数量
○ 雷保護用接地	E LA	Ω以下	EP×2
○ 雷保護用接地	E LB	Ω以下	EB (D=14又はW=40) × 3連-1組
○ 共同接地	E A E D E LH	10Ω以下	EB (D=14又はW=40) × 3連-2組
○ 共同接地	E A E C E D	10Ω以下	EB (D=14又はW=40) × 3連-2組
○ A種接地	E A	10Ω以下	EB (D=14又はW=40) × 3連-2組
○ B種接地	E B	Ω以下	EB (D=14又はW=40) × 2
○ C種接地	E C	10Ω以下	EB (D=14又はW=40) × 3連-2組
○ D種接地	E D	100Ω以下	EB (D=14又はW=40) × 1
○ 漏電遮断器回路	E EL	500Ω以下	EB (D=14又はW=40) × 1
○ 構内交換機(両極用)	E t	100Ω以下	EB (D=14又はW=40) × 3連-2組
○ 本配線盤の保安装置	E At	100Ω以下	EB (D=14又はW=40) × 1
○ 電話引込口の保安器	E Lt	100Ω以下	EB (D=14又はW=40) × 1
○ アンテナ保安器	E Lt	100Ω以下	EB (D=14又はW=40) × 1
○ 拡声増音器	E Dt	100Ω以下	EB (D=14又はW=40) × 1
○ 防犯装置用	E S	Ω以下	EB (D=14又はW=40) × 3連-1組
○ 測定用補助設備	E O		EB (D=10又はW=30) × 1
○ 通電器用(低圧用)	E LL	10Ω以下	EB (D=14又はW=40) × 3連-2組
○ 通電器用(高圧用)	E LH	10Ω以下	EB (D=14又はW=40) × 3連-2組
○ 通電器用(モデム用)	E MD	100Ω以下	EB (D=14又はW=40) × 1

表2「機器取付高さ」		種 器		測 点		取付高 (mm)	
共 通	取引用計器	地上~窓中心	1,800~2,000	集合保安装置	天井~上端	200	
				端子箱(廊下、室内)	天井~下端	300	
電 話	分電盤	床下~中心	1,500(上層1,800以下)	端子箱(EPSなど)	床下~中心	1,500	
				壁付電話機	床下~中心		

